

令和2年 教育委員会

第1回 定例会 議事日程

令和2年1月28日（火）午後3時

第1 議 案

【子ども支援課】

- (1) 議案第1号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」

第2 協 議

【子ども総務課】

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

第3 報 告

【子ども総務課】

- (1) 区立学校園 卒業式及び入学式

【子ども支援課】

- (1) 千代田区立こども園条例施行規則の一部改正について
- (2) 令和2年4月保育所等入所申込状況（一次締切）

【子育て推進課】

- (1) 認可保育所整備・運営事業者の選定結果について
- (2) 千代田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【児童・家庭支援センター】

- (1) 区内子どもショートステイ事業の開始

【子ども施設課】

- (1) お茶の水小学校・幼稚園の施設整備について

【学務課】

- (1) 給食費の値上げと補助金について

【指導課】

- (1) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（12月）

【九段中等教育学校経営企画室】

- (1) 令和2年度九段中等教育学校適性検査応募状況

第4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（2月5日号）掲載事項

議案第1号

千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

千代田区立幼稚園使用条例施行規則（昭和62年千代田区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>（預かり保育の実施）</p> <p>第11条 園長は、その在籍する幼児（千代田幼稚園及び昌平幼稚園においては短時間保育の実施を受ける幼児に限る。）が当該教育の実施時間帯以外において保育を必要とする場合は、次の各号に定めるところによる保育（以下「預かり保育」という。）を実施する。</p> <p>（1）実施時間 第3条第1項に定める短時間保育の終了時から午後4時30分までの範囲で行うものとする。</p> <p>（2）実施園 区立幼稚園全園</p> <p>（3）対象者 実施園の園児のうち、預かり保育を必要とする園児とする。</p> <p>（4）実施日 第4条に定める休業日以外の短時間保育を実施する日</p> <p>2 預かり保育料の額は、保育時間が<u>1時間</u>（<u>1時間</u>に満たないときは、<u>1時間</u>とみなす。以下この項において同じ。）につき<u>100円</u>とし、引き続き預かり保育を受けるときは<u>1時間</u>を経過するごとに<u>100円</u>を加算する。</p> <p>3 預かり保育料は、後納とし、委員会が定める日までに納入しなければならない。</p>	<p>（預かり保育の実施）</p> <p>第11条 園長は、その在籍する幼児（千代田幼稚園及び昌平幼稚園においては短時間保育の実施を受ける幼児に限る。）が当該教育の実施時間帯以外において保育を必要とする場合は、次の各号に定めるところによる保育（以下「預かり保育」という。）を実施する。</p> <p>（1）実施時間 第3条第1項に定める短時間保育の終了時から午後4時30分までの範囲で行うものとする。</p> <p>（2）実施園 区立幼稚園全園</p> <p>（3）対象者 実施園の園児のうち、預かり保育を必要とする園児とする。</p> <p>（4）実施日 第4条に定める休業日以外の短時間保育を実施する日</p> <p>2 預かり保育料の額は、保育時間が<u>2時間</u>（<u>2時間</u>に満たないときは、<u>2時間</u>とみなす。以下この項において同じ。）につき<u>200円</u>とし、引き続き預かり保育を受けるときは<u>2時間</u>を経過するごとに<u>200円</u>を加算する。</p> <p>3 預かり保育料は、後納とし、委員会が定める日までに納入しなければならない。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(案)

令和元年度

教育に関する事務の管理及び執行
の状況の点検及び評価 (平成30年度分)

報告書

令和2年3月
千代田区教育委員会

**令和元年度
教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価(平成30年度分)報告書**

目 次

1	概 要	1
2	対象事業一覧	3
3	点検・評価シート	
	(1) 国際教育の推進.....	4
	(2) 特色ある教育活動.....	5
	(3) 個に応じた指導の充実.....	6
	(4) 心の教育の推進.....	7
	(5) ICT教育の推進.....	8
	(6) 九段小学校・幼稚園の整備関連事業.....	9
	(7) 子どもの遊び場確保の取組.....	10
	(8) 私立保育所等整備補助(私立保育所)	11
	(9) 園外活動支援事業.....	12
4	有識者の意見.....	13
5	各事業についての課題及び今後の取組の方向性.....	19
資料1	令和元年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価」に関する有識者会議 概要	22
資料2	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 実施要綱.....	23

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

1 概要

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成19年6月改正 平成20年4月1日施行）に伴い、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされた。

千代田区では平成19年度に大幅な組織改正を行い、次世代育成支援部門と教育部門を統合し、教育委員会の下に「子ども・教育部」を創設し、その後、平成27年度に現在の子ども部と名称変更した。法律では教育委員会の権限に属する事務を点検及び評価の対象としているが、本区では、教育委員会において次世代育成支援に係る事務も所管していることに鑑み、教育に関する事務のみならず次世代育成支援に関する事務も点検評価の対象としている。

点検評価の対象とする施策及び事業は、平成20年度からの3年間は、区が作成する「主要施策の成果」（地方自治法第233条第5項に基づく）に掲載されているものを基本にしつつ、選択してきた。平成23年度からの3年間は、特定のテーマに絞った議論が進むよう、教育基本法第17条に基づく千代田区としての「教育振興基本計画」を包含する「千代田区共育マスタープラン」（平成22年4月策定）で掲げる「7つの施策の基本的方向」に連なる重要事業を概観していくことを基本としつつ、継続して点検評価が必要なもの、当該年に発生した重要事業を点検評価の対象とすることとした。平成27年度及び28年度は、主要施策の成果に掲載された事業を中心に、点検評価の対象事業を選定した。

本年度についても、引き続き主要施策の成果に掲載された事業を中心に、点検評価の対象事業を選定した。

ところで、平成26年度に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の大きな改正があり、新たな教育委員会制度が、平成27年度から施行された（新教育長に係る部分については、施行日以降に新たに任命される教育長からとなる）。新制度の下では、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携を図ると共に、地方に対する国の関与の見直しが図られたところである。

具体的には、①教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、②教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、③「総合教育会議」の設置、④首長による教育に関する「大綱」の策定などが定められた。

千代田区においても、総合教育会議が設置され、総合教育会議の場において区長と教育委員会が協議を行い、昨年度末、千代田区の教育等に関する総合的な施策の大綱として、「千代田区共育大綱」が策定され、これに合わせる形で、教育委

員会においても、「千代田区共育ビジョン」を策定したところである。「千代田区共育ビジョン」は、平成22年に策定した「千代田区共育マスタープラン」に代わり、引き続き「共育」を基本理念とする、千代田区における教育振興施策及び次世代育成施策について明らかにしたものである。

また、「千代田区共育ビジョン」で示された目指すべき姿を計画的に実現するため、より具体の目標管理型計画である「千代田区共育推進計画」を平成29年3月に策定した。

本年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、この「千代田区共育推進計画」の計画で示された各施策の目標に向かってそれぞれの事業が着実に進められているかという観点により実施した。

点検評価の結果については、個々の事業について課題はあるものの、全体としては、適正に執行されているものと認められる。

今後も、今回の点検評価を踏まえ、より一層効果的で区民に信頼される教育行政を推進していきたい。

2 対象事業一覧

主要事業	教育	担当課	令和元年度 事務事業概要 該当ページ
国際教育の推進	○	指導課	P318
特色ある教育活動	○	指導課	P319
個に応じた指導の充実	○	学務課、指導課	P264
心の教育の推進	○	指導課	P323
I C T 教育の推進	○	指導課、九段中等教育学校	P325, 341
九段小学校・幼稚園の整備関連事業		子ども施設課	P218
子どもの遊び場確保の取組		子ども総務課	P49
私立保育所等整備補助（私立保育所）		子育て推進課	P143
園外活動支援事業		子ども支援課	P105

1 国際教育の推進

千代田区共育推進計画の目標	目標25 グローバル化を見据えた国際社会で活躍できる人材を育てる
---------------	----------------------------------

事業概要	内容	国際的視野を広め、国際性豊かな幼児・児童・生徒の育成を図り、広く国際教育を推進します。 (1) 幼児・児童国際教育、中学校国際教育、英検資格取得支援 (2) 中学生海外派遣・受入
	事業開始年度	(1) 平成28年度 幼児・児童国際教育、中学校国際教育、英語資格取得支援を統合 (2) 昭和63年度

事業費・コスト	予算現額		決算額		執行率		
	(1) 国際教育の推進		37,460,000円	33,873,818円	90.4%		
	(2) 中学生海外派遣・受入		7,949,000円	5,192,624円	65.3%		
	コスト単位	(1) 幼児・児童・生徒1人あたり		(4,661人)			
		(2) 派遣・受入1人あたり		(20人)			
	コスト内訳	事業費等 (A)		人件費 (按分) (B)		総コスト (C=A+B)	
	(1)	7,268円	[93.3%]	524円	[6.7%]	7,792円	[100.0%]
(2)	259,631円	[61.4%]	162,955円	[38.6%]	422,586円	[100.0%]	

事業実績	○平成30年度実績
	<p>(1) 幼児・児童国際教育、中学校国際教育、英検資格取得支援</p> <p>①ALT (外国人指導助手: Assistant Language Teacher) 派遣 対象及び実施回数 【幼児・児童国際教育】 (年間) ・区立保育園、幼稚園、こども園: 6時間 ・小学1、2年生: 11時間 ・小学3、4年生: 35時間 ・小学5、6年生: 50~70時間 【中学校国際教育】 各学級月3回</p> <p>②小学校英語活動コーディネーター派遣 各小学校年間10時間以内</p> <p>③英検資格取得支援 区立中・中等教育学校 (前期課程) 全生徒に対し、年1回の英語検定受験料を補助 (中学3年生までに3級以上の割合は平成30年度で76.7%)</p> <p>④「千代田っ子のおもてなし」の配付・活用 ・小中学校の全教員と中学校の全生徒に配付し、英語の授業などで活用 ・令和2年度までに入区した全教員と中学1年生に配付予定</p> <p>⑤教員研修: 新学習指導要領に対応した外国語指導研修を区内小学校教員全員に実施</p> <p>(2) 中学生海外派遣・受入 ①受入10月 (各8泊9日) 英国ウエストミンスター市立学校生徒10名及び引率者2名 ②派遣11月 (各9泊10日) 麹町中学校・神田一橋中学校2年生10名及び引率者3名</p>

2年度事業実績及び現況の踏まえ、令和2年度予算への対応	<p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や今後の国際社会への対応に向けて、更にコミュニケーション能力を高め、国際的視野を広める機会を多く設定していくことが必要です。</p> <p>令和元年度は、令和2年度から全面実施となる小学校5・6年生における外国語の教科化に向けて教員の指導力を高める研修の充実を図るとともに、各園・各校におけるALTとの連携の改善に取り組みます。また、中学生海外派遣・受入事業では、引き続きウエストミンスター市立学校と連携し、海外交流教育を推進します。</p> <p>令和2年度は、TGG (東京グローバル・ゲートウェイ) の更なる活用を図るなど、国際教育や大学入試制度における国や都の動向を的確に捉え、千代田区における国際教育の推進を図ります。</p>
-----------------------------	---

2 特色ある教育活動

千代田区共育推進計画の目標		目標13・目標30 各校（園）の特色ある教育活動を進める				
事業概要	内容	<p>各学校の実情を活かした教育活動を展開するため、学校・園が独自の企画を作成・提案し、教育委員が提案を審査・決定した上で実施します。この事業は、オリンピック・パラリンピック教育の推進にも活用されています。</p> <p>(1) 特色ある教育活動 魅力と特色ある学校づくりを推進するとともに、学校の課題解決に資する事業を実施します。</p> <p>(2) 部活動の推進 運動や芸術の専門家を部活動の講師として招き、生徒の意欲や技術を高めます。</p> <p>(3) 伝統行事の継承 学校や地域の伝統行事を継承し、地域との連携を図ります。</p>				
	事業開始年度	平成28年度（理科支援員、達成度調査、小学校科学教育センターを統合）				
事業費・コスト	予算現額		決算額	執行率		
	(1) 特色ある教育活動		49,915,000円	40,079,182円	80.3%	
	(2) 部活動の推進		8,354,000円	6,913,966円	82.8%	
	(3) 伝統行事の継承		6,468,000円	5,593,838円	86.5%	
	コスト単位	(1) 児童・生徒1人あたり		(5,062人)		
		(2) 支援事業1事業あたり		(23事業)		
		(3) 支援事業1事業あたり		(20事業)		
	コスト内訳	事業費等 (A)	人件費 (按分) (B)	総コスト (C=A+B)		
	(1)	7,918円 [72.5%]	3,010円 [27.5%]	10,928円	[100.0%]	
	(2)	300,607円 [60.7%]	194,838円 [39.3%]	495,445円	[100.0%]	
(3)	279,692円 [53.4%]	244,433円 [46.6%]	524,125円	[100.0%]		
事業実績	○平成30年度実績					
	<p>(1) ①特色ある教育活動 事業申請数 197事業（伝統行事20事業を含む）</p> <p>②その他の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 理科支援員配置 年間60時間（区立小学5・6年生の各学級） 年間24時間（区立小学3・4年生の各学級） 達成度調査 ・科学教育センター 年間11回（小学5年生32人参加） 					
	<p>(2) 部活動等の推進 23事業</p> <p>①吹奏楽部、水泳部、バスケットボール部、バドミントン部、サッカー部、家庭科部、茶道部など</p> <p>②年間延べ824名の講師を派遣</p> <p>(3) 伝統行事の継承 学校や地域の伝統行事を支援（和太鼓、ブラスバンドなど）</p>					
現況と令和2年度予算への対応	<p>子どもたちの地域・社会を担う力を育むとともに、各校の創意工夫を凝らした特色ある学校づくりが必要です。令和2年度は、令和元年度の実績や事業内容を精査するとともに、各学校の特色をカリキュラムマネジメントの視点で見直していくことで、教育活動の更なる充実に努めていきます。伝統行事の継承については、学校や地域の伝統行事を明確にした上で取り組んでいます。</p> <p>また、オリンピック・パラリンピック教育については、オリンピック・パラリンピアンを招聘した体験活動だけでなく、これまでの各学校の教育実践を踏まえ、さまざまな教育活動をオリンピック・パラリンピックに関連付けて行っていきます。</p>					

3 個に応じた指導の充実

千代田区共育推進計画の目標	目標18 特別な配慮が必要な子どもへの支援を進める
---------------	---------------------------

事業概要	内容	<p>人間の多様性を尊重し、障害のある者と障害のない者が可能な限り一緒に学ぶことができるような配慮を行うため、教育的支援が必要な幼児・児童・生徒を支援する体制の充実を図っています。</p> <p>(1) 巡回アドバイザー（教職員・保護者へ専門的な視点から助言）</p> <p>(2) 学校生活サポート</p> <p>①特別支援教育指導員…自立活動を含む個別指導、学級内指導</p> <p>②学習・生活支援員…学習支援、生活支援、安全確保</p> <p>③通訳…学級内における通訳支援</p> <p>④日本語指導員…日本語指導教室による指導</p>
	事業開始年度	(1) 平成18年度 (2) 平成19年度

事業費・コスト	予算現額		決算額		執行率		
	(1) 巡回アドバイザー		11,852,000円	11,003,000円	92.8%		
	(2) 学校生活サポート		115,192,000円	95,206,082円	82.6%		
	コスト単位	(1) 対象幼児・児童・生徒1人あたり		(5,587人)			
		(2) 対象幼児・児童・生徒1人あたり		(296人)			
	コスト内訳	事業費等 (A)		人件費 (按分) (B)		総コスト (C=A+B)	
	(1)	1,969円	[73.0%]	729円	[27.0%]	2,698円	[100.0%]
(2)	321,642円	[86.0%]	52,300円	[14.0%]	373,942円	[100.0%]	

事業実績	○平成30年度実績
	<p>(1) 巡回アドバイザー派遣（1校（園）当たりの平均派遣時間数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育園 48時間 ・こども園 72時間 ・小学校 121時間 ・中学校、中等教育学校 44時間 ・小学校特別支援学級（知的） 20時間 <p>(2) 学校生活サポート</p> <p>①特別支援教育指導員 23人（幼稚園、こども園、小学校、中学校、中等教育学校）</p> <p>②学習・生活支援員 49人（幼稚園、こども園、小学校、中学校）</p> <p>③通訳 6人（幼稚園、こども園、小学校、中学校に中国語5人・ベトナム語1人）</p> <p>④日本語指導員 3人（申請者23人に対して小学校・中学校に巡回訪問指導）</p> <p>※①④の経費は子ども職員費（非常勤職員）に含まれています。</p>

現況と令和2年度予算への対応	<p>多様性を尊重し、共生社会を形成していくためには、障害や文化の違いに対する理解と適切な指導、必要な支援を行うことが必要です。</p> <p>令和元年度は、心理士のほか、作業療法士等の専門性を有する巡回アドバイザー等を派遣する環境を整え、児童・生徒などへの支援内容の充実を図ります。</p> <p>令和2年度は、引き続き、児童・生徒などの状況に応じた支援を実施していくため、専門的知識・経験等を有する人材を学校（園）に派遣・配置し、支援体制の充実を図っていきます。</p>
----------------	---

4 心の教育の推進

千代田区共育推進計画の目標		目標12 いじめのない学校（園）にする					
事業概要	内容	<p>心の教育コーディネーターや臨床心理士などの専門家と連携しながら、親子を対象とした取組みを推進し、心の教育の推進を図ります。</p> <p>「いじめ問題」については、「千代田区いじめ防止等のための基本条例」に基づき、子どもたちのSOSを見逃さず、未然防止・早期発見・早期対応ができるよう、学校・家庭・地域がともに手を携えた取組みを進めます。</p> <p>社会体験・インターンシップでは、さまざまな人々との関わりを通して自己を確立するための基礎を育てる職場体験を実施します。</p> <p>情報モラルの育成に向けては、SNS使用に関する家庭ルールである「SNS我が家ルール」づくりの啓発に努めます。</p>					
	事業開始年度	平成18年度					
事業費・コスト	予算現額		決算額		執行率		
	(1) いじめ防止プロジェクト		9,122,000円	7,791,093円	85.4%		
	(2) 社会体験・インターンシップ		207,000円	27,150円	13.1%		
	(3) 親子で学ぶ「情報モラル」		50,000円	7,000円	14.0%		
	コスト単位	(1) 児童・生徒1人あたり		(4,334人)			
		(2) 参加生徒1人あたり		(361人)			
		(3) 児童・生徒1人あたり		(3,884人)			
	コスト内訳	事業費等 (A)		人件費 (按分) (B)	総コスト (C=A+B)		
	(1)	1,798円	[82.7%]	376円	[17.3%]	2,174円	[100.0%]
	(2)	75円	[3.2%]	2,257円	[96.8%]	2,332円	[100.0%]
(3)	2円	[0.9%]	210円	[99.1%]	212円	[100.0%]	
事業実績	<p>○平成30年度実績</p> <p>(1) いじめ・悩み相談ホットラインの設置やスクールソーシャルワーカー派遣など</p> <p>①24時間365日対応のいじめ・悩み相談ホットラインを設置し、相談件数は76件（うちいじめ案件39件）でした。また、区立学校の全児童・生徒に周知グッズとして、いじめ・悩み相談ホットライン連絡先を記載した連絡袋を配付しました。</p> <p>②子どもや保護者を支援するスクールソーシャルワーカーへの相談件数は年間43件でした。</p> <p>(2) 区立中・中等教育学校2年生を対象に、地域の企業などと連携した就業体験を行いました。</p> <p>(3) 親子で学ぶ「情報モラル」は区立小学校全校で実施しました。</p>						
現況と令和2年度予算への対応	<p>「いじめ・悩み相談ホットライン」への相談件数は多いものの、SNSの浸透などにより、過去3年間電子メールでの相談実績はありませんでした。社会体験・インターンシップは、受け入れ先の厚意により諸経費がかからなかったため執行率が低くなっています。親子で学ぶ「情報モラル」は、警察などの公的機関に講師を招き、講師費用がかからなかったため執行率が低くなっています。</p> <p>令和元年度から、電子メールでの相談を廃止し、臨床心理士や教職経験のある相談員を配置した電話相談窓口を24時間365日実施するとともに、学級経営支援アドバイザー制度を活用します。また、いじめやその他の問題に悩む児童・生徒や保護者などに対して、いじめ・悩み相談ホットラインや携帯電話会社などと連携したSNS我が家ルールづくり等の周知を推進します。社会体験・インターンシップについては、飲食店、福祉施設など、さまざまな社会体験ができるよう取り組みます。また、「情報モラル」の育成に向けて、最新の事例に対応した取組みを行います。</p>						

5 ICT教育の推進

千代田区共育推進計画の目標	目標22 ICTを教育の様々な場面で活用する
---------------	------------------------

事業概要	内容	平成26年度に導入したタブレット型PCや電子黒板機能付きプロジェクターを活用するとともに、各学校を高速ブロードバンドで接続し、その回線スピードを活かして、児童・生徒が共に教え合い学び合う協働学習を実践しています。また、ICTサポーターを配置して、ICT機器を活用した授業の指導補助や、教材・学習資料の作成・活用、情報モラルの研修など、効果的なICT教育の実践を計画的に支援します。
	事業開始年度	平成14年度（平成26年度からICT教育の推進として拡充）

		予算現額	決算額	執行率	
事業費・コスト	(1) 小学校管理費分	211,651,000円	188,686,481円	89.1%	
	(2) 中学校管理費分	60,271,000円	55,328,032円	91.8%	
	(3) 中等教育学校管理費分	52,370,000円	38,199,635円	72.9%	
	コスト単位	(1) 児童1人あたり	(2,805人)		
		(2) 生徒1人あたり	(603人)		
		(3) 生徒1人あたり	(926人)		
	コスト内訳	事業費等 (A)	人件費 (按分) (B)	総コスト (C=A+B)	
	(1)	67,268円 [97.9%]	1,452円 [2.1%]	68,720円	[100.0%]
	(2)	91,755円 [93.1%]	6,756円 [6.9%]	98,511円	[100.0%]
	(3)	41,252円 [88.7%]	5,279円 [11.3%]	46,531円	[100.0%]

事業実績	<p>○平成30年度実績</p> <p>(1) 各校の端末台数 神田一橋中218台（1人1台）、九段中等教育学校280台、他の小・中学校80～160台（学校規模による）</p> <p>(2) 平成30年度の活用例</p> <p>①タブレット型PCや書画カメラを用いたプレゼンテーション能力の向上を図る学習</p> <p>②英語の授業でスピーキングソフトを活用した学習</p> <p>③自ら集めた情報を整理・分析し、発表を行う主体的・対話的な学習</p> <p>(3) ICTサポーターの配置 小学校年間44日、中学校年間26日（1校あたり）、九段中等教育学校 学校休業日を除く週2～3日</p> <p>(4) ICT教育の推進に関する研修会など</p> <p>①情報教育主任会 各学校から1名が集い「教育の情報化の推進」について情報共有と課題解決に向けた協議を実施</p> <p>②校内研修 必要に応じて適宜実施</p>
------	--

現況と令和2年度予算への対応	<p>ICT機器の配置により、ICT機器を活用した授業が増え、児童・生徒の学習に対する関心や意欲が向上しました。また、タブレット型PCをリプレースするとともに、セキュリティ強化を図りました。一方、ICT機器の活用について、学校間及び教員間の指導力の格差などの課題があります。より効果的な学習に向けての指導方法、指導体制などを引き続き検証しながら、ICT教育の在り方を検討する必要があります。</p> <p>令和元年度は、ICT機器を活用した授業の事例集を作成し、ICT機器活用の更なる推進をめざします。また、サーバ及びネットワーク機器をリプレースし、校内のネットワーク環境を改善します。</p> <p>令和2年度は、新学習指導要領の実施に向けて、主体的・対話的で深い学びへのICTの活用方法を検討していきます。そのために、タブレット型PCでの学習活動の環境整備を進めます。</p>
----------------	--

6 九段小学校・幼稚園の整備関連事業

千代田区共育推進計画の目標	目標21 今日的な教育課題に対応した質の高い教育施設の整備を進める
---------------	-----------------------------------

事業概要	内容	九段小学校・幼稚園は、築80年以上が経過し、校舎の老朽化に対する改善とともに、環境に配慮した機能更新が課題となっていました。そのため、施設整備検討協議会を設置して平成24年から整備計画の内容について検討を行い、平成26年度に実施設計が完了、平成27年11月から新校舎建設工事に着手し、平成30年7月竣工、同年9月に供用開始しました。 新校舎工事期間中の仮校舎は、旧九段中学校の校舎を利用しました。
	事業開始年度	平成23年度

事業費・コスト	予算現額		決算額	執行率	
	(1) 九段小学校・幼稚園の仮校舎運営	16,036,000円	14,658,629円	91.4%	
	(2) 九段小学校・幼稚園物品等移設	9,990,000円	8,493,336円	85.0%	
	(3) 九段小学校・幼稚園の整備	4,928,855,000円	4,619,081,837円	93.7%	
	コスト単位	(1) 児童・幼稚園児1人あたり		(510人)	
		(2) 児童・幼稚園児1人あたり		(510人)	
		(3) 整備1施設あたり		(1施設)	
	コスト内訳	事業費等 (A)	人件費 (按分) (B)	総コスト (C=A+B)	
	(1)	28,742円 [69.2%]	12,781円 [30.8%]	41,523円	[100.0%]
	(2)	16,654円 [77.7%]	4,793円 [22.3%]	21,447円	[100.0%]
(3)	4,619,081,837円 [99.4%]	25,583,947円 [0.6%]	4,644,665,784円	[100.0%]	

事業実績	○平成30年度実績				
	(1) 新校舎				
	平成27年11月建設工事を開始、平成30年7月竣工、9月に供用開始しました。				
	平成30年6月、第17回施設整備検討協議会を開催、9月に学校・園とともに「新校舎落成を祝う会」を開催しました。				
	〈施設概要〉				
	面積	敷地面積	4,479.33㎡	延床面積	9,383.03㎡
	規模	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地上4階・地下2階			
	各階構成	学 校		幼 稚 園	
	4階	普通教室、プール			
	3階	普通教室、図書室、音楽室、図工室、家庭科室、ランチルーム、特別支援教室			
2階	普通教室、理科室		保育室、みんなのへや、絵本コーナー		
1階	職員室、校長室、保健室、放送室、アフタースクール		保育室、幼稚園職員室、幼稚園プール		
地下1階	給食調理室、防災備蓄倉庫				
地下2階	体育館、九段ギャラリー、九段記念室、施設開放受付				
(2) 仮校舎					
平成27年秋から旧九段中学校を仮校舎として使用し、通学・通園距離が延伸する児童・園児の負担軽減のため、通学・通園バスを運行しました。平成30年7月の新校舎竣工に伴い使用を終了しました。					

2 事業実績を踏まえ、課題及び現況への対応	平成30年7月竣工のため、本事業は、平成30年度で完了しました。 今後は、児童・園児が安全にのびのびと活動できるよう、施設の管理・運営に努めていきます。
-----------------------	---

7 子どもの遊び場確保の取組み

千代田区共育推進計画の目標	目標3 子どもが安全・安心に暮らせるまちにする
---------------	-------------------------

事業概要	内容	公園などに子どもの遊びを見守るプレーリーダーを配置し、ボール遊びなどが自由にできる「子どもの遊び場事業」を実施します。また、公園などに限らず、子どもが安全にのびのびと遊べる場所を確保します。さらに、学識経験者、地域、学校、PTA関係者、青少年委員、スポーツ推進委員などで構成する「子どもの遊び場推進会議」で、事業の評価・検証を行いながら、事業のあり方や実施方法を検討します。
	事業開始年度	平成24年度

事業費・コスト	予算現額		決算額		執行率		
	59,561,000円		56,164,732円		94.3%		
	コスト単位	遊び場実施1回あたり			(402回)		
	コスト内訳	事業費等 (A)		人件費 (按分) (B)		総コスト (C=A+B)	
		139,713円	[90.2%]	15,201円	[9.8%]	154,914円	[100.0%]

事業実績	○平成30年度実績		
	場 所	実施回数(回)	参加人数(人)
	外濠公園総合グラウンド内芝生広場	41	537
	和泉公園(平日)	44	817
	和泉公園(土曜)	43	1,093
	東郷元帥記念公園下段部分	公園の改修工事に伴い休止中	
	小川広場フットサルコート	38	588
	旧今川中学校	38	429
	芳林公園	41	481
	旧永田町小学校	42	370
	ふじみこどもひろば	115	3,385
計	402	7,700	
※ふじみこどもひろばの一部は人工芝を敷設し、保育園の代替園庭としても活用しています。			

現況と令和2年度予算への対応	<p>当面の目標であった小学校の区域ごとに1か所(計8か所)の遊び場設置が完了していますが、引き続き市内の他の部署とも連携しながら、暫定活用も含め、遊び場の確保に取り組んでいきます。</p> <p>令和元年度には、民間の土地を一時借用し、「くだんしたこどもひろば」を開設しました。</p> <p>令和2年度以降も、区民のニーズ等を反映させ、安全に配慮しつつ、子どもたちがのびのびと遊べる遊び場の管理・運営に取り組めます。</p>
----------------	--

8 私立保育所等整備補助（私立保育所）

千代田区共育推進計画の目標		目標 5 保育園の待機児童をなくす			
事業概要	内容	<p>「千代田区次世代育成支援計画」による保育の供給計画に基づき、区内の保育需要の高い地域に私立認可保育所を整備する保育所設置運営事業者に対し、保育所整備に関する経費の支援を行っています。</p> <p>平成30年度は、私立認可保育所が1園開園し、平成31年4月開園の私立認可保育所2園、令和元年10月開園の私立認可保育所1園の開園準備を行ったほか、賃借物件による保育所の運営事業者を募集し、合わせて7園（定員495名）の開設計画を推進しました。</p>			
	事業開始年度	平成22年度			
事業費・コスト	予算現額		決算額		執行率
	2,106,113,000円		1,135,163,266円		53.9%
	コスト単位	補助1件あたり			(4 件)
	コスト内訳	事業費等 (A)		人件費 (按分) (B)	総コスト (C=A+B)
283,790,817円		[98.7%]	3,870,183円	[1.3%]	287,661,000円 [100.0%]
事業実績	<p>○平成30年度実績</p> <p>(1) 私立保育所</p> <p>①二番町ちとせ保育園 平成30年9月1日開園 定員100名 296,487,066円</p> <p>②千代田せいが保育園 平成31年4月1日開園 定員51名 342,116,100円</p> <p>③ベネッセ内神田保育園 平成31年4月1日開園 定員60名 142,750,518円</p> <p>④(仮称)神田美倉保育園 令和元年10月1日開園予定 定員72名 353,809,582円</p> <p>※(仮称)神田美倉保育園への補助額には、負担金を含みます。</p> <p>(2) 今後の私立保育所開設計画</p> <p>①(仮称)平河町ちとせ保育園 令和2年4月1日開園予定 定員75名</p> <p>②(仮称)あい・あい保育園三番町園 令和2年4月1日開園予定 定員50名</p> <p>③(仮称)外神田四丁目保育施設 令和2年4月1日開園予定 定員87名</p>				
	 <p>▲千代田せいが保育園</p>				
現況と令和2年度予算への対応	<p>平成30年度は、公募により選定した(仮称)平河町ちとせ保育園の整備が地域住民との調整に時間を要したこと、(仮称)神田美倉保育園が敷地内の地中埋設物撤去のため工事が遅れたことにより開設が遅れました。また、公募により選定した神田佐久間町における事業者が辞退したこともあり、執行率が低くなりましたが、平成31年4月開園の私立認可保育所2園、令和元年10月開園の私立認可保育所1園の開園準備を着実に進めました。</p> <p>令和元年度は、区有地を含む私立保育所の開設準備を進めていきます。</p> <p>令和2年度は、新たに策定する「(仮称)改定千代田区共育推進計画」の保育の供給計画に基づく保育所整備を進め、待機児童ゼロをめざします。</p>				

9 園外活動支援事業

千代田区共育推進計画の目標	目標3 子どもが安全・安心に暮らせるまちにする
---------------	-------------------------

事業概要	内容	園庭がない、または、近隣に園児がのびのびと遊べる公園など、戸外遊びをする環境が整っていない私立認可保育園や認証保育所などに、バスの利用を促すことによって、園児が公園や他施設を利用できる環境を作ります。 従来、九段小学校・幼稚園仮校舎への通学・通園バスの空き時間を利用して行っていた事業ですが、需要が高かったため、九段小学校・幼稚園の新校舎完成後の平成30年10月以降も、引き続き単独事業として行っています。
	事業開始年度	平成30年度

事業費・コスト	予算現額		決算額		執行率		
	(1) 園外活動支援事業 (園外活動支援事業)		9,316,000円	2,323,512円	24.9%		
	(2) 園外活動支援事業 (代替園庭利用の安全・安心見守り事業)		611,000円	140,400円	23.0%		
	コスト単位	(1) 園外活動1回あたり		(59回)			
		(2) 見守り1日あたり		(238日)			
	コスト内訳	事業費等 (A)		人件費 (按分) (B)		総コスト (C=A+B)	
	(1)	39,382円	[58.8%]	27,620円	[41.2%]	67,002円	[100.0%]
(2)	590円	[7.9%]	6,847円	[92.1%]	7,437円	[100.0%]	

事業実績	○平成30年度実績 (10月以降の半年間)	
	<p>(1) 園外保育バス利用回数 59回</p> <p>①認可保育園・認定こども園 37回</p> <p>②幼保一体施設 3回</p> <p>③認証保育所等 19回</p> <p>平成30年度は、各園の園外保育への利用に加えて、小川広場の雪だるまフェアに私立保育施設5園が合同で大型バス3台利用して参加し、交流を深めました。</p> <p>(2) 代替園庭利用の安全・安心見守り事業</p> <p>①代替園庭における園児の見守り</p> <p>②代替園庭までの園児の送り迎えや散歩の付き添い</p> <p>③代替園庭やプールにおける日よけテントの設置や片付け</p>	



▲ 雪だるまフェアに参加する園児たち

現況と令和2年度予算への対応	<p>保育需要の増加・多様化に対応して、毎年新しい保育施設を整備・開設していますが、区内では広いスペースを確保することが難しいため、敷地内に園庭を持たない認可保育園が増えています。そのため、本事業は各保育施設からの需要が高く、また、今後も新規開設園が増えることが予想されるので、高い需要が継続すると思われませんが、平成30年度は事業開始年度ということもあり、運用状況を精査し、金額を見直した結果、執行率が低くなっています。また、代替園庭利用の安全・安心見守り事業については、公園安全利用指導員のジャケットが破損した時などのために、突発的な消耗品費を見込んでいたましたが、執行がありませんでした。</p> <p>令和2年度も引き続き本事業を継続し、各保育施設へ積極的なバスの利用を促していくとともに、円滑な利用調整を行い、可能な限り多くの園児が園外活動を行うことができるように支援していきます。</p>
----------------	--

5 各事業についての課題及び今後の取組の方向性

(1) 国際教育の推進

- 各校園において、国際教育の推進や持続可能な開発目標（SDGs）における取組について教育課程届に明確に記載し、取組への意識をもたせるようにする。また、各小学校・中学校から1名ずつ参加している「国際教育推進協議会」では、令和2年度から幼稚園教諭も参加し、幼稚園・こども園から高等学校までの円滑な接続を検討していく予定である。なお、国際教育推進協議会では、講師を招き、国際教育やSDGsについて学ぶ機会を確保していく。

(2) 特色ある教育活動

- 各校園は、子どもたちにどのような資質・能力を身に付けさせたいのかを見据え、それぞれの特色や地域性を考慮し、地域人材や専門家との素敵な出会いを演出するような「社会に開かれた教育課程」の実現が求められる。そのためには、各校園が本事業を生かし、ストーリー性のある教育活動を展開させる必要がある。そのため、今年度からは、次年度に向けた各校園の特色ある教育活動実施計画の提出期限を大幅に早め、それぞれのヒアリングに時間をかけて行っていくこととした。また、実施内容を4種類に分類し、各校園の特色をしっかりと把握できるようにしていく。

(3) 個に応じた指導の充実

- 特別な支援が必要な児童等の状況を把握し、適切な指導・支援につなげていくため、心理、言語等の専門家（巡回アドバイザー）を引き続き、区立学校等に派遣する。加えて、就学前における発達障害等の支援の充実を図るため、巡回アドバイザーの派遣時間数を増加させ、就学先との円滑な支援の引継ぎを行う。
- 児童等の状況に応じた指導をより充実させるため、区立学校等の状況に合わせて講師（特別支援教育）を配置するとともに、学習上・生活上の困難性を持った子どもに対する必要な支援内容等を学級担任等に報告する特別支援教育専門員を配置することで、学校（園）内の連携強化や支援の充実を図る。

(4) 心の教育の推進

- 区内の小・中・中等教育学校に「心の教育コーディネーター」を派遣し、道徳教育及び「特別の教科道徳」の指導方法の工夫改善を図り、心の教育

の一層の充実を図る。

- また、全校で道徳授業地区公開講座を実施し、地域及び保護者等と情報交換会を設ける。
- スクールカウンセラーと担任が一層連携を深めるとともに、子どもたちが安心してカウンセラーに相談できる体制を引き続き構築していく。

(5) ICT教育の推進

- 各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図り、ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業を実践できるようにする。また、来年度より小学校で新学習指導要領が全面実施となり、プログラミング教育が必修となるため、各校で適切に計画・実践し、論理的思考力や課題解決能力を育んでいく。

(6) 九段小学校・幼稚園の整備関連事業

- 九段小学校・幼稚園の新校舎は、平成30年7月に竣工し、同年9月から供用を開始した。歴史ある復興小学校の伝統継承と新しい教育環境への対応を基本方針として、施設整備を行ったところである。
- 今後、計画している改築整備に当たっても、新たな教育需要を踏まえ、多様で質の高い教育活動が展開できるよう取り組んでいく。

(7) 子どもの遊び場確保の取組

- 庁内関係各課と連携しながら、遊休地や低未利用地の暫定活用も含め、子どもがのびのびと遊べる場所の確保に向けて継続的に取り組んでいく。
- 子どもの遊び場の整備や事業実施にあたっては、安全面に最大限配慮するとともに、敷地の特性や周囲の環境などを考慮しながら、その場所に即した活用方法をハード・ソフト両面から検討のうえ実施していく。

(8) 私立保育所等整備補助（私立保育所）

- 区内における保育需要に応え、待機児童ゼロをめざす。
- 子ども・子育て支援事業計画による保育の供給計画に基づき、区内の保育需要の高い地域に私立認可保育所を整備する保育所設置運営事業者に対し、保育所整備に関する経費の支援を進める。
- 保育所開設の用地確保が困難な中においても高まる保育需要に対応するため、区有地（旧高齢者センター跡地）を活用し保育所用地とするため、既存建物を取り壊すなど該当用地を整備する。

(9) 園外活動支援事業

- 代替園庭の確保と整備については、引き続き公園所管課と協力して改善に取り組んでいく。また、離れた場所にある広い公園（北の丸公園・日比谷公園など）での戸外活動については、送迎バスの活用をしてなるべく多くの回数行うことができるよう支援していく。

(10) その他

- **保育の質の確保と体制整備** 従前より巡回指導を行っているが、さらに専門家による保育の仕方や危機管理に関するアドバイスを引き続き行っていく。保育現場の体制整備については、補助金を充実させることで人員の確保をしやすいよう図っていく。各施設で毎月実施している避難訓練においては引き続き、区の巡回指導員や危機管理アドバイザーなどの専門家を定期的に立ち合わせ、アドバイスを行うようにしていく。
- **保育士の負担軽減** 基本的な事務処理については派遣による事務職の配置を行い、物品の購入等は子ども支援課で事務処理を負担しているだけでなく、園内業務に関する事務処理についても、ICTを活用した負担軽減の方策を導入する方向で検討している。
- **学校教員の負担軽減** 各校園における勤務時間等の勤怠管理を把握し、管理職の指導のもと、適正な勤務状況となるようにする。中・中等教育学校においては部活動指導員の効果的な活用を図っていく。

4 有識者意見

明石要一（千葉敬愛短期大学）

1 九段小学校について

九段小学校が人気ある秘訣がわかった。

- ① 難しいといわれる習熟度別学習を導入している。しかも、4，5分割して児童の個々の状況に合った学習環境を提供している。
 - ② 低、中学年を対象にした漢字検定を導入し、基礎学力の定着化を図っている。
 - ③ QUを導入し、担任が学級経営の問題点を理解できる仕組みを作っている。
 - ④ スクール・カウンセラー（2人）とスクールライフサポーターが4，5，6年生と転校生全員と面談を行い、児童理解の基礎データを提供している。
 - ⑤ NPO法人「アフタースクール」の力を借りて、多様なコンテンツを持った遊び空間を子供たちに提供している。
- 子供たちに質の高い教育を提供できている。

2 代替え園庭の利用について

千代田区は幼児と児童に多様な遊び場を提供している。これは教室や部屋だけに籠もりがちな子どもにとって刺激的な空間となっている。

「くだんしたこどもひろば」を視察した。幼児から青少年が利用できる仕組みとなっている。都心の真ん中で貴重な遊び空間を用意している見識を高く評価したい。30，40代前半の保護者が千代田区に住みたいというデータがうなずける。

子供たちが安全で安心して暮らせるまちづくりが進んでいる。

湯川嘉津美(上智大学)

令和元年度の点検・評価事業について、検討した結果、いずれの事業も計画に即して着実に実施されており、達成度も高い水準にあると判断する。事務の管理執行も適正になされている。なかでも、九段小学校・幼稚園の整備は質の高い教育施設の整備事業として高く評価することができる。また、千代田区が力を入れて取り組んでいる子どもの遊び場の確保や私立認可保育所等の整備、園外活動支援事業などは、子どもの健やかな成長を保障する重要な事業である。以下では、今後の事業展開に期待することを述べて、意見としたい。

1 九段小学校・幼稚園の整備について

九段小学校・幼稚園の新校舎は、その施設の素晴らしさはもとより、質の高い教育環境が整備されており、地域の教育の拠点としての機能も発揮している。年間を通じた幼稚園と小学校との連携活動やアフタースクールの実施、ICT教育の推進なども特筆される活動である。これらは今後さらに重要度が増すものであり、優れた教育環境を生かして、質の高い教育活動が展開されることを期待する。

2 子どもの遊び場確保の取り組みについて

千代田区では、子どもの遊び場確保の取り組みに力を入れており、小学校の区域ごとに1ヶ所(計8ヶ所)の遊び場の設置が完了している。令和元年度には、民間の土地を一時借用して「くだんしたこどもひろば」を開設し、子どもがのびのびと遊ぶことのできる環境を整備している。「くだんしたこどもひろば」は5年間の時限付であるが、ボール遊びも思い切りできる魅力的な遊び場となっている。今後も活用できる土地があれば、子どもの遊び場確保に力を注いでいただきたい。

3 私立認可保育所等の整備について

千代田区では「保育園の待機児童をなくす」ことを目標に掲げ、増大する保育需要に応じるため、保育の供給計画に基づく保育所整備を進め、私立認可保育所の開設にも力を入れている。ただし、これらの私立保育所には園庭のないところが多く、子どもが戸外遊びを楽しめる環境にはない。そうしたなかで、代替え園庭の確保は必須であり、今後も代替え園庭の確保と整備に力を入れていただきたい。また、千代田区では園外活動用バスを利用した園外活動支援事業を行っているが、こうした事業は保育所整備とともに、今後さらに必要になると思われる。

武内志穂（株式会社三菱総合研究所）

令和元年度「教育に関する事務の管理および執行の状況の点検及び評価」において、対象事業の執行状況の点検を行った（事業の一部については視察も実施）。いずれの事業も着実に実施され、それぞれ高いレベルで目標を達成していると評価できる。そのうえで、いくつか意見を申し上げる。

1 急増する保育園の質の確保

千代田区は、公教育のレベルの高さ・充実を背景に子育て世帯が増加している。高まる保育需要に応えるべく私立保育所等の整備を図っており、待機児童ゼロを達成・維持している。

今年視察したせいが保育園（新設）は、室内に体幹を鍛えることができる「ジムナジウム」を設置し、「食」「寝」「遊」に最大限配慮した質の高い保育園であった。前年視察した「二番町ちとせ保育園」も受け入れ定員が多く立派な保育園であり、区の保育園の充実ぶりは保護者にとって大変心強い。

一方、このように保育園や子供の受入数が急増する際に留意していただきたいのは、保育園の質の確保、体制整備である。各園の運営が円滑に行われているか、保育のレベルが適切なものになっているか、区としてもよく確認し、必要に応じた措置を講じてほしい。近年、自然災害が多発しており、緊急時の十分な対応も必須のものとしてお願いしたい。

園の運営に問題があった場合、しわ寄せは子供たちに及ぶ。保育現場の様子を確認しつつ、質の高い保育と、待機児童ゼロを維持していただきたい。

2 教育活動への専念に向けて

社会の変化に伴い子供たちを取り巻く環境や課題は複雑化・多様化している。また、教育の情報化も進み、学校や幼稚園・保育園で対応しなくてはならないこと、施策が増えていく。しかし教師や保育士の時間は有限であり、教育活動に専念するための体制整備を進めていく必要がある。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動支援員、またスクールロイヤーといった専門職の活用・役割分担と、管理・事務業務の合理化・効率化を引き続き進めてもらいたい。

特に事務業務の効率化についてはAI化・機械化を進め、教師や保育士にしかできないことに専念・集中できるようにしていただきたい。

3 方針 - 目標と事業の構造化

本会議の目的は、千代田区共育推進計画で定めた5つの基本方針下の31の目

標について、各目標達成に資する事業の評価・点検をすることである。個別の事業点検は基本であるが、最終的には全体としてどうなったのか - めざす子供たちの姿に近づいているか、しっかりと育っているか - という視点が重要であろう。大きな目的が達成されているかを、常に意識する必要がある。

その観点からいうと、目標に沿った事業を制定し、点検するというプロセスは、細分化が過ぎると全体の成果との関係が見え難くなる可能性も生じるため、目標をもう少し大括りにする、あるいは構造化するのもよいかもしれない(目標には、基本方針間で重複するものもある)。

いずれにしても、子供たちの成長に向けた事業の点検・評価が確りできる取り組みをお願いしたい。

千代田区は、この3年間、2020年のオリンピック・パラリンピック開催をきっかけに、国際教育の推進と特色ある教育を実施し、成果を上げてきた。これをいつときのものとして、レガシーとして今後も活用し、発展させてもらいたい。

視察対象となった施設に関連する点検及び評価事項について

台風通過後の交通機関の混乱により第1回会議における施設の視察には参加できなかったが、「保育園の待機児童をなくす」という目標に沿った取り組みが進められていることは資料から確認できた。近隣住民との調整や地中埋設物撤去工事、選定した民間業者の辞退など、施設整備には予測困難なことが多く伴うようであるが、保育所を必要とする子育て人口が増えていることもあり、自己点検・評価にあった上記のような今年度の課題をふまえつつ、次年度以降の本事業の着実な進展を期待したい。

1 千代田区立九段小学校

第2回会議では、本年度の点検・評価対象事業のうち、「国際教育の推進」「特色ある教育活動」「個に応じた指導の充実」「心の教育の推進」「ICT教育の推進」「九段小学校・幼稚園の整備」などに関連して、千代田区立九段小学校を視察した。

伝統ある学校ゆえ、歴史的な建築物とそのデザインと、最新の施設設備がうまく調和した校舎となっていた。幼稚園と小学校が必要な時には連携を取れるような設計になっており、入学後1ヶ月程度を費やして行われるスタートカリキュラムをはじめとする保幼小連携の取り組みを容易にするものと思われる。また、都と区の支援により算数の習熟度別学習やTT指導、スクールカウンセラーやスクールライフサポーターによる4～6年生及び転入生全員に対する面接実施など、個に応じた指導に関する多様な取り組みがなされていた。さらに、プログラミング教育推進校の指定を都から受け、企業と連携したプログラミング教育を校内研究を通じて進めているが、区からICTサポーターを定期的に派遣していることもそれを後押しすることになっているものと思われる。

同一校舎の中にNPOが九段小学校アフタースクールを開設していたが、下校時間の異なる児童たちが、安心して過ごせる居場所として校舎内で放課後支援を受けられることはとても望ましいことと感じられた。

2 くだんしたこどもひろば

第2回会議では、今年度の評価対象となっている「子どもの遊び場確保の取り組み」「代替園庭利用の公園・児童遊園の整備」に関連して、利用可能な区有地・遊休地などを活用して整備された遊び場の1つである「くだんしたこどもひろば」を視察した。同施設は、企業の社屋跡地で次の開発プロジェクトが始まるまでの限定的なものとして整備されているが、防球ネットで囲まれたボール遊び

エリアやゆうぐエリアなど4つのエリアに区分されているいろいろな遊びができるよう配慮されている。週末午後には大学生がプレーリーダーとして子どもたちの見守りをするなど、都心部に居住する子どもたちが安心して遊べる空間を提供していて、近隣の保育園児の遊び場としても利用されている。整備と維持に要する費用は多額にならざるを得ないものの、子どもの数が増加傾向にある本区の状況を鑑みれば不可欠なものであろう。安全面の配慮をしつつ、出来るだけ有効活用するための方策を検討していただきたい。

令和元年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に関する有識者会議 概要

1 点検及び評価に関する有識者 名簿

氏 名	役 職
明石 要一	千葉敬愛短期大学学長
湯川 嘉津美	上智大学総合人間科学部教授
武内 志穂	株式会社三菱総合研究所参事
日永 龍彦	山梨大学大学教育センター教授

2 有識者会議の開催状況

	開催年月日	開催場所
第1回	令和元年9月9日	和泉橋区民館
第2回	令和元年10月29日	千代田区立九段小学校

3 会議での検討内容の概要

第1回

- (1) 令和元年度 実施方針等の説明
- (2) 評価対象事業の説明
- (3) 質疑応答
- (4) 今後の日程
- (5) せいが保育園（私立園）の視察

第2回

- (1) 九段小学校 概要説明
- (2) 九段小学校 授業視察、施設見学
- (3) 質疑応答
- (4) 今後の日程
- (5) アフタースクールの視察
- (6) くだんしたこどもひろばの視察

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成20年12月 4 日20千ここ総第528号

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき、千代田区教育委員会（以下「委員会」という。）が行う事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価は、法の規定に基づき委員会がその権限に属する事務（法第26条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により委員会事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）として処理する事務事業及び委員会事務局子ども・教育部が所管する事務事業のうち、当該年度における委員会の主要な事業として別に定めるもの（以下「主要事業」という。）を対象とする。

(点検及び評価の内容)

第4条 点検及び評価は、前年度の主要事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとする。

(有識者の設置)

第5条 委員会は、点検及び評価の実施にあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検及び評価に関する有識者」（以下「有識者」という。）を置く。

- 2 有識者は、教育に関し学識経験を有する者の中から3名を選任し、委員会が委嘱する。
- 3 委員会は、特に必要があると認めた場合は、前項に定める有識者に加えて、有識者を選任し、委嘱することができる。この場合における有識者は、教育に関し学識経験を有する者以外の者を選任することができる。
- 4 有識者の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による有識者の任期は前任者の残任期間とする。

- 5 委員会の求めに応じて会議等に出席した有識者に対し、その出席日数に応じて謝礼を支払う。

(点検及び評価の実施)

第6条 委員会は、毎年1回、主要事業の進捗状況等を取りまとめ、有識者の意見を聴取した上で、点検及び評価を行う。

- 2 委員会は点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成する。
- 3 前項の報告書は区議会に提出するとともに、ホームページ等により区民へ公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月9日から施行する。

附 則（平成22年4月1日22千子子総発第26号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日23千子子総発第158号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日26千子子総発第177号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

令和2年2月

各 位

区立学校・園 卒業式及び入学式等について

このことについて、下記のとおり行いますので、お知らせいたします。

記

◆ 令和元年度卒業式等日程

区 分	式 名	実施日・開会時間
各保育園	卒園式	3月14日（土）午前10時
各幼稚園・こども園	修了式	3月18日（水）午前10時
各小学校	卒業式	3月25日（水）午前10時
麴町中学校		3月19日（木）午前 9時30分
神田一橋中学校		3月19日（木）午前10時
九段中等教育学校		3月 7日（土）午前10時
神田一橋中学校通信教育課程		3月 8日（日）午前10時

【会場】各園・各学校

◆ 令和2年度入学式等日程

区 分	式 名	実施日・開会時間
各保育園	入園式	4月 2日（木）午前10時
各幼稚園・こども園	入園式	4月 8日（水）午前10時
各小学校	入学式	4月 6日（月）午前10時30分
各中学校		4月 7日（火）午前10時
九段中等教育学校		4月 6日（月）午後 2時
神田一橋中学校通信教育課程		4月 4日（土）午前10時

【会場】各園・各学校

【担 当】

子ども支援課長 新井 玉江 内線2440
指 導 課 長 佐藤 友信 内線3160

令和元年度 区立学校・園 卒業式等出席者名簿（案）

【小学校・幼稚園】

	小学校卒業式		幼稚園（こども園）修了式	
	区長・教育委員会（挨拶）		教育委員会（挨拶なし）	
小学校 幼稚園/こども園	3月25日(水) 10時00分		3月18日(水) 10時00分	
麴 町	区長	いしかわ まさみ 石川 雅己	子ども部参事	おんだ ひろゆき 恩田 浩行
九 段	子ども部長	おおや えいち 大矢 栄一	教育委員	かなまる きよたか 金丸 精孝
番 町	教育委員	またの せいき 俣野 幸昭	教育長職務代理者	なかがわ のりこ 中川 典子
富士見 (いじみ)	教育委員	ながさき ゆめじ 長崎 夢地	教育長	さかた みちあき 坂田 融朗
お茶の水	教育長	さかた みちあき 坂田 融朗	子ども部長	おおや えいち 大矢 栄一
千代田	教育担当部長	むらき ひさと 村木 久人	教育委員	ながさき ゆめじ 長崎 夢地
昌 平	教育委員	かなまる きよたか 金丸 精孝	教育委員	またの せいき 俣野 幸昭
和 泉 (いずみ)	教育長職務代理者	なかがわ のりこ 中川 典子	教育担当部長	むらき ひさと 村木 久人

【中等教育学校】

学校名	実施年日時等	職名	出席者（挨拶）
九段中等	3月7日(土) 10時00分	教育委員	かなまる きよたか 金丸 精孝

【中学校】

	中学校卒業式		神田一橋・通信教育課程卒業式	
	区長・教育委員会（挨拶）		区長・教育委員会（挨拶）	
中学校	3月19日(木)		3月8日(日) 10時00分	
麴 町 9時30分	区長	いしかわ まさみ 石川 雅己	教育長職務代理者	なかがわ のりこ 中川 典子
神田一橋 10時00分	教育委員	またの せいき 俣野 幸昭	指導課長	さとう とものぶ 佐藤 友信
			指導主事	うちやま たから 内山 宝

【保育園】

園名	実施年日時	職名	出席者（挨拶なし）
麴町保育園	3月14日(土) 10時00分	子ども部長	おおや えいち 大矢 栄一
神田保育園		子ども支援課長	あらい たまえ 新井 玉江
西神田保育園		子育て推進課長	なかね まさひろ 中根 昌宏
四番町保育園		教育担当部長	むらき ひさと 村木 久人

令和2年度 区立学校入学式 出席者名簿（案）

教育委員会（挨拶）		
中学校・通信教育課程	出席者	4月4日(土) 10時00分
神田一橋	教育長職務代理者	なかがわ のりこ 中川 典子
	指導課長	さとう ともゆづ 佐藤 友信
	指導主事	うちやま たから 内山 宝
小学校	出席者	4月6日(月) 10時30分
翹町	教育長職務代理者	なかがわ のりこ 中川 典子
九段	教育担当部長	むらき ひさと 村木 久人
番町	教育長	さかた みちあき 坂田 融朗
富士見	子ども部参事	おんだ ひろゆき 恩田 浩行
お茶の水	教育委員	またの よしあき 俣野 幸昭
千代田	教育委員	かなまる きよたか 金丸 精孝
昌平	子ども部長	おおや えいち 大矢 栄一
和泉	教育委員	ながさき ゆめじ 長崎 夢地
中等教育学校	出席者	4月6日(月) 14時00分
九段	教育委員	またの よしあき 俣野 幸昭
中学校	出席者	4月7日(火) 10時00分
翹町	教育委員	ながさき ゆめじ 長崎 夢地
神田一橋	教育委員	またの よしあき 俣野 幸昭

※人事異動内示前

令和2年4月保育所等入所（一次締切）申込状況（令和元年12月28日受付終了時点）

1 申込状況

クラス	令和2年4月一次申込者数 A			平成31年4月一次申込者数 B			差し引き数 C=A-B		
	申込者数	取り下げ	計	申込者数	取り下げ	計	申込者数	取り下げ	計
0歳児クラス	213	0	213	230	0	230	△17	0	△17
1歳児クラス	185	0	185	196	0	196	△11	0	△11
2歳児クラス	70	0	70	129	0	129	△59	0	△59
3歳児クラス	119	0	119	86	0	86	33	0	33
4歳児クラス	21	0	21	39	1	38	△18	△1	△17
5歳児クラス	10	0	10	20	1	19	△10	△1	△9
計	618	0	618	700	2	698	△82	△2	△80

※令和2年度の数値については、速報値であるため、精査後変動する可能性がある。

2 今後の予定

- (1) 2月10日（月）：一次締切の結果通知発送
- (2) 2月14日（金）：令和2年4月保育所等入所（二次締切）申込期限
- (3) 2月28日（金）：二次締切の結果発表

認可保育所整備・運営事業者の選定結果について

認可保育所の整備を促進するために、旧高齢者センター跡地（神田神保町二丁目20番地）を活用した保育所整備・運営を行う保育事業者を公募によるプロポーザル方式で募集、選定をしました。

1 件名

神田神保町区有地を活用した保育所整備・運営事業者募集

2 採否の決定した日

令和元年12月27日

3 選定委員の構成

- ・委員長：学識経験者（保育）
- ・委員：子ども部長、子育て推進課長、学識経験者（保育）、学識経験者（財務）

4 プロポーザル参加者数

8法人

5 選定事業者及び提案内容

株式会社こどもの森（東京都国分寺市光町二丁目5番地1）

代表取締役 久芳 敬裕

【提案内容】

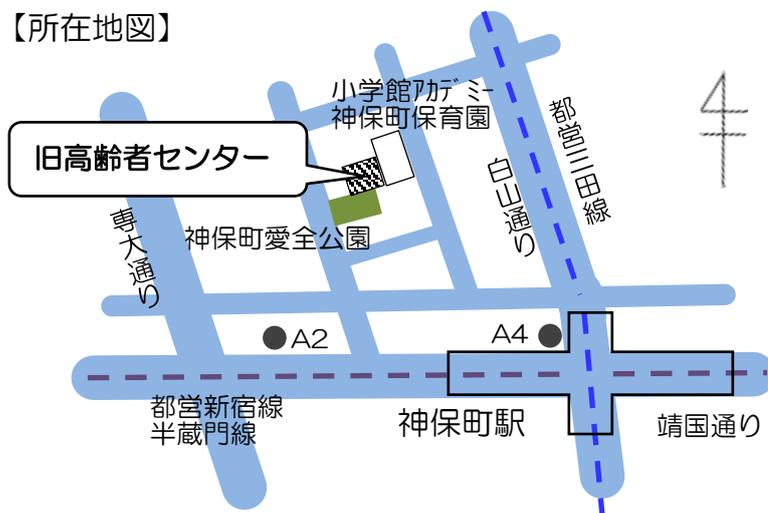
名 称	(仮称) まなびの森保育園神保町
定 員	100名
開設時期	令和4年4月1日

6 選定結果一覧表

※合計点が、配点（800点）の6割以上である法人から選定

評価項目	配点 (200点 ×4名)	①社	②社	③社	④社	⑤社	⑥社	⑦社	⑧社
①事業者の概要・沿革	60	41	37	34	39	37	38	38	29
②資金・収支 計画書	60	52	36	52	52	52	48	32	36
③財務状況分析表	80	80	48	60	64	64	36	48	48
④提案書	360	266	252	222	205	209	207	210	195
⑤施設の概要	80	56	46	46	46	38	48	48	40
⑥保護者・地域の子育て家庭への育児支援	40	28	30	24	24	26	22	24	22
⑦プレゼンテーション	120	80	68	76	58	60	74	72	64
合計	800	603	517	514	488	486	473	472	434

【所在地図】



千代田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について

1 改正条例

千代田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 主な改正内容

(1) 保育所型事業所内保育事業における連携施設の緩和（条例本則第45条）
区が認可する事業所内保育事業のうち、定員が20名以上の事業所内保育事業者は、既に第1号及び第2号の連携は、緩和がされている。

今回の改正で、さらに第3号の受け皿確保の連携についても緩和をするものである。

(2) 食事の提供の経過措置の延長（条例附則第2条）

家庭的保育事業における食事の提供（自園調理又は外部搬入）に係る経過措置期間を5年から10年とする。

(3) 連携施設に関する経過措置の延長（条例附則第3条）

家庭的保育事業等の連携施設の確保に係る経過措置期間を5年から10年とする。

※ (2)、(3)における経過措置期間について

延長前：令和元年度末まで 延長後：令和6年度末まで

3 改正理由

(1)の改正について

定員19名以下を想定した地域型保育事業にあつて、近年、20名以上の定員が設定された認可保育所の規模に近い事業所内保育事業が設置されている。

これらの規模の大きい事業所内保育事業は、認可保育所等から集団保育や代替保育の支援等を受けずに自らの施設で十分な保育を実践可能なことから、連携確保を緩和することにより、より一層の自主的な運営を図るものである。

(2)及び(3)の改正について

食事の提供及び連携施設の確保に関する経過措置については、基準上求められている連携の内容の困難性から、経過措置期間満了年度を迎えた現時点においても進捗が進んでいない現状に鑑みて、期間を延長する。

4 施行日 公布の日から

5 その他の改正（条例本則第23条）

児童福祉法の改正により、保育士の欠格事由のうち成年被後見人に係る欠格条項が見直されたため、法改正に合わせて引用条文の号ずれに対応する。

【連携とは】

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業は、定員規模が小規模であることから、比較的規模の大きい認可保育所、認定こども園、幼稚園から集団保育等の支援を受けることにより、保育内容の充実を図ることを目的として他施設との連携をすることとされている。

	連携の項目	具体的な連携内容
第1号連携	保育の支援	認可保育所等において家庭的保育事業等に在園する子どもが集団保育等を経験することにより保育の充実を図る。
第2号連携	代替保育の提供	家庭的保育事業等は、職員数が少ないため、感染症等により職員数が不足する場合等緊急時に認可保育所等で家庭的保育事業等の在園児を代替的に保育する。
第3号連携 ※	3歳児以上の受け皿確保	家庭的保育事業等は、0～2歳児までの施設であり、原則として3歳児以上の保育の提供がないため、認可保育所等の定員等を拡充することにより3歳児以上の受け皿を確保する。

※第3号連携については、2歳児で保育が終了する乳幼児を受け入れられる定員の体制が区全体で確保されていれば、個別施設ごとの連携は不要とされている。

【連携を確保しなければならない保育施設とは】

事業名		受入対象年齢	定員	人員配置
家庭的保育事業		0～2歳児	～5名	乳幼児3人に対して1人
小規模保育事業			～19名	0・1歳児：3人に対して1人 2歳児：6人に対して1人
事業所内 保育事業	小規模型 保育所型		20名～	

新旧対照表（抄）

○千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例

(改正後)	旧（現行）
<p>(職員)</p>	<p>(職員)</p>
<p>第23条（現行に同じ）</p>	<p>第23条（略）</p>
<p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ）は、区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。以下次項、第31条第1項及び第47条第1項において同じ。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p>	<p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ）は、区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。以下次項、第31条第1項及び第47条第1項において同じ。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p>
<p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p>	<p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p>
<p>(2) 法第18条の5各号及び第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p>	<p>(2) 法第18条の5各号及び第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p>
<p>3（現行に同じ）</p>	<p>3（略）</p>
<p>（連携施設に関する特例）</p>	<p>（連携施設に関する特例）</p>
<p>第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p>第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>
<p>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、</p>	
<p><u>法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、区長が適当と認める者（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p>	
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>（食事の提供の経過措置）</p>	<p>（食事の提供の経過措置）</p>
<p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）</p>	<p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）</p>
<p>（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）</p>	<p>（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）</p>
<p>（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）</p>	<p>（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）</p>

部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的

保育事業の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第1条第2項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

区内子どもショートステイ事業の開始について

1 目的

身近に相談したり支援を受けたりすることができる人がいない保護者が増えている中で、保護者が育児疲れや病気、就労等で児童の養育が困難な場合に、一時的に児童を宿泊で預かる「ショートステイ事業」を区内で開始する。

受入枠の拡大や身近な地域での実施により利用がしやすくなり、保護者の多様な子育てニーズに対応していくとともに、レスパイトとして利用できるようにすることで、児童虐待の未然防止にもつなげていく。

2 施設名（所在地）

千代田フレンズ（千代田区神田司町2-5 DeLCCS 神田大手町7階）裏面地図参照

3 事業開始日

令和2年2月1日

4 事業内容

事業名	事業概要
①ショートステイ事業	保護者が疾病又は出産で入院するときなどで児童を養育することが困難な場合に、宿泊で一時的に預かる。対象：2歳～小学生
②要支援家庭ショートステイ事業	保護者が強い育児疲れ等、精神上、身体上の課題があると判断され、児童を養育することが困難な場合に、宿泊で児童を一時的に預かる。対象：2歳～中学生
③トワイライトステイ事業（*）	保護者が仕事等で、児童を養育することが困難な場合に、夜間の時間帯に一時的に預かる。対象：2歳～小学生
④日中一時預かり事業（*）	保護者が通院、学校行事、リフレッシュ等で家庭での養育が困難な場合に一時的に預かる。対象：2歳～小学校就学前

*③トワイライトステイ事業、④日中一時預かり事業の実施開始時期は未定。

5 利用定員

5名程度（同時に預かる人数。このうち1名は、緊急対応枠として原則空けておく。）

6 利用料金

ショートステイ事業：1泊あたり、初日5,000円、2泊目3,000円

※食事代、おやつ代、送迎費は別途必要。

※生活保護世帯や住民税非課税世帯の減免あり。

7 運営事業者

事業者 社会福祉法人 福田会 児童養護施設 広尾フレンズ

所在地 渋谷区広尾4-2-12

代表者 施設長 土屋 學



物件名 DeLCCS (デルックス) 神田大手町 (千代田区神田司町2-5)

事業開始時期未定

ショートステイ

トワイライトステイ

日中一時預かり

千代田フレンズのサービス案内

「育児で疲れてしまった…」「病気で子どもの面倒を見ることができない…」「仕事と育児の両立が難しい…」そんな悩みがある中で、身近な親族などから支援が受けられず児童の養育が困難な場合に、一時的に児童を預かる事業を行っています。

<提供サービスの概要>

	ショートステイ	トワイライトステイ	日中一時預かり
対象児童	区内在住の2歳～小学生		区内在住で、保育園などに入所していない2歳～小学校就学前の児童 ※1
利用要件	保護者が病気・仕事など養育が困難で、ほかに児童を養育する者がいない方（詳細は下記参照）		家庭での保育が一時的に困難である方
実施日時	24時間365日 入所時間：9時～19時 退所時間：翌9時～22時		事業開始時期を含めた詳細は 決まり次第お知らせします。
利用上限 ※2	1回につき7日以内、 1か月あたり7日以内		
利用料金 ※3 ※4	1泊/24時間あたり 初日5,000円 2泊目以降3,000円		

※1 保育園等に入所している児童も、保育園等の休園日は利用可能です。

※2 必ず上限まで利用できるわけではありません。

※3 食事代、おやつ代、送迎費が別途必要です（日中一時預かりは提供なし）。⇒詳細は裏面参照

※4 生活保護受給世帯や住民税非課税世帯には、利用料金の減免制度があります。

<利用要件詳細（ショートステイ、トワイライトステイ）>

- (1) 疾病又は出産等で入院するとき
- (2) 同居家族の介護に従事するとき
- (3) 事故又は災害にあったとき
- (4) 3親等以内の親族の冠婚葬祭に出席するとき
- (5) 仕事の出張等により養育することが困難なとき
- (6) ひとり親家庭で、対象児童を家庭で養育することが困難なとき
- (7) 育児疲れや保護者の疾患等により、育児支援が必要であるとき
- (8) その他、特に必要があると認められるとき

(1)～(5)は、要件を証明する書類の提出等が必要です。

(6)～(8)は、事前に区児童・家庭支援センター子ども家庭相談係へご相談ください(月～金曜9時～17時)。

千代田区立児童・家庭支援センター（神田司町2-16神田さくら館6階 電話03-5298-5521）



<サービス内容>

・ 食事の提供及び身の回りの世話	・ 通園、通学等の準備及び援助
・ 学習の援助及び遊びの指導	・ その他、特に必要と認めること

<利用までの流れ>

①千代田フレンズに利用希望日の空き状況を確認する(月～金曜9時～17時)



②利用枠に空きがある場合は、下記書類を提出して申し込む。**初めての利用の際は、事前に面接と施設見学を行い、利用料金(見込額)を前払いする。**

【必要書類】 利用希望日の3か月前から5日前までの間に提出してください。

- ①利用申込書
- ②子どもに関する補助資料(小学生以上は児童連絡票)
- ③ショートステイ利用中の緊急対応及び感染症に関するお願い
- ④利用要件の根拠となる書類(※)
- ⑤住民税非課税証明書(減免の方のみ)

※表面の利用要件ごとに、(1)入院承諾書又は治療計画書の㊟(出産の場合は母子手帳の㊟)、(2)介護保険認定通知書㊟、(3)事故証明、り災証明又は保険請求書等の㊟、(4)案内状又は開催通知等の㊟、(5)出張命令書又は夜間勤務命令書等の㊟。(6)～(8)は、事前に区児童・家庭支援センターへご相談を。

<利用料金以外の諸経費>

食事代	おやつ代	送迎費 ※
1食 500円	1回 100円	公共交通機関を利用＝実費相当額 タクシー利用＝麴町、富士見出張所管内(丸の内、大手町を除く)1回1,000円、その他の区内1回500円

※送迎は、原則千代田フレンズと児童の通園・通学先との間に限り、半径500m以内は徒歩で行います。

<支払方法、キャンセル料>

支払方法	キャンセル料	
児童を預ける際または迎えの際に現金でお支払いください。 初めての利用の際は、原則として事前の支払いとなります。	利用日前々日16時までに取り消し	なし
	利用日前日16時までに取り消し	利用料金の50%
	利用日前日16時以降または当日の取り消し	利用料金の100%

<利用にあたっての主な注意点>

- 児童の入退所の受け渡しは、少なくともどちらかは保護者本人が行なってください。
- 病気予防のため、児童の健康状態によっては、お預かりできない場合があります。
- 利用料金の不払いや必要書類の未提出・虚偽記載等があった場合、次回以降の利用をお断りすることがあります。

千代田フレンズ

住所：神田司町2-5

DeLCCS神田大手町7階

電話：03-3400-4009

(仮連絡先:広尾フレンズ)

受付：月～金曜9時～17時

- ◎地下鉄 小川町駅・淡路町駅・新御茶ノ水駅
徒歩4分
- ◎J R・地下鉄 神田駅
徒歩6分



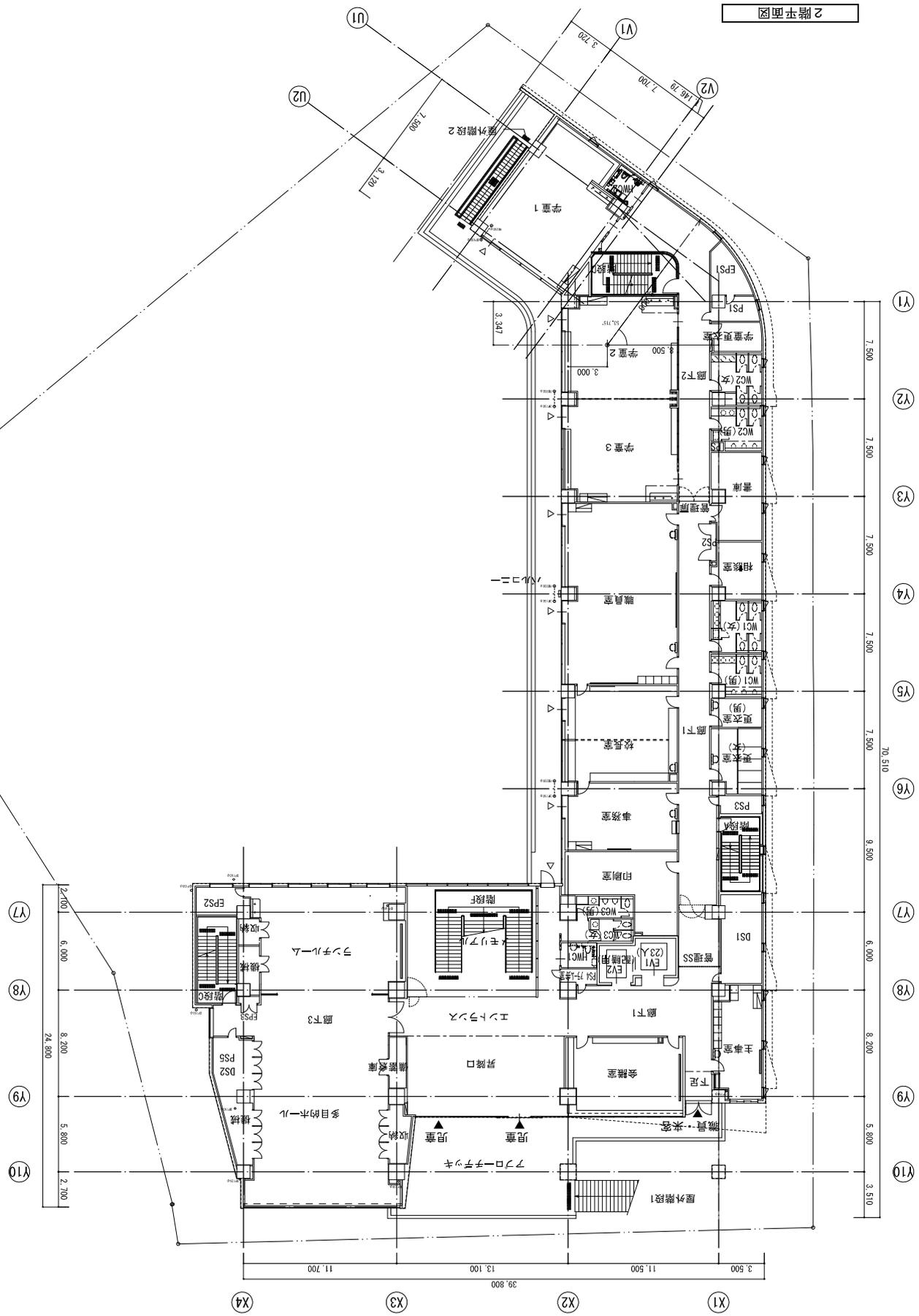


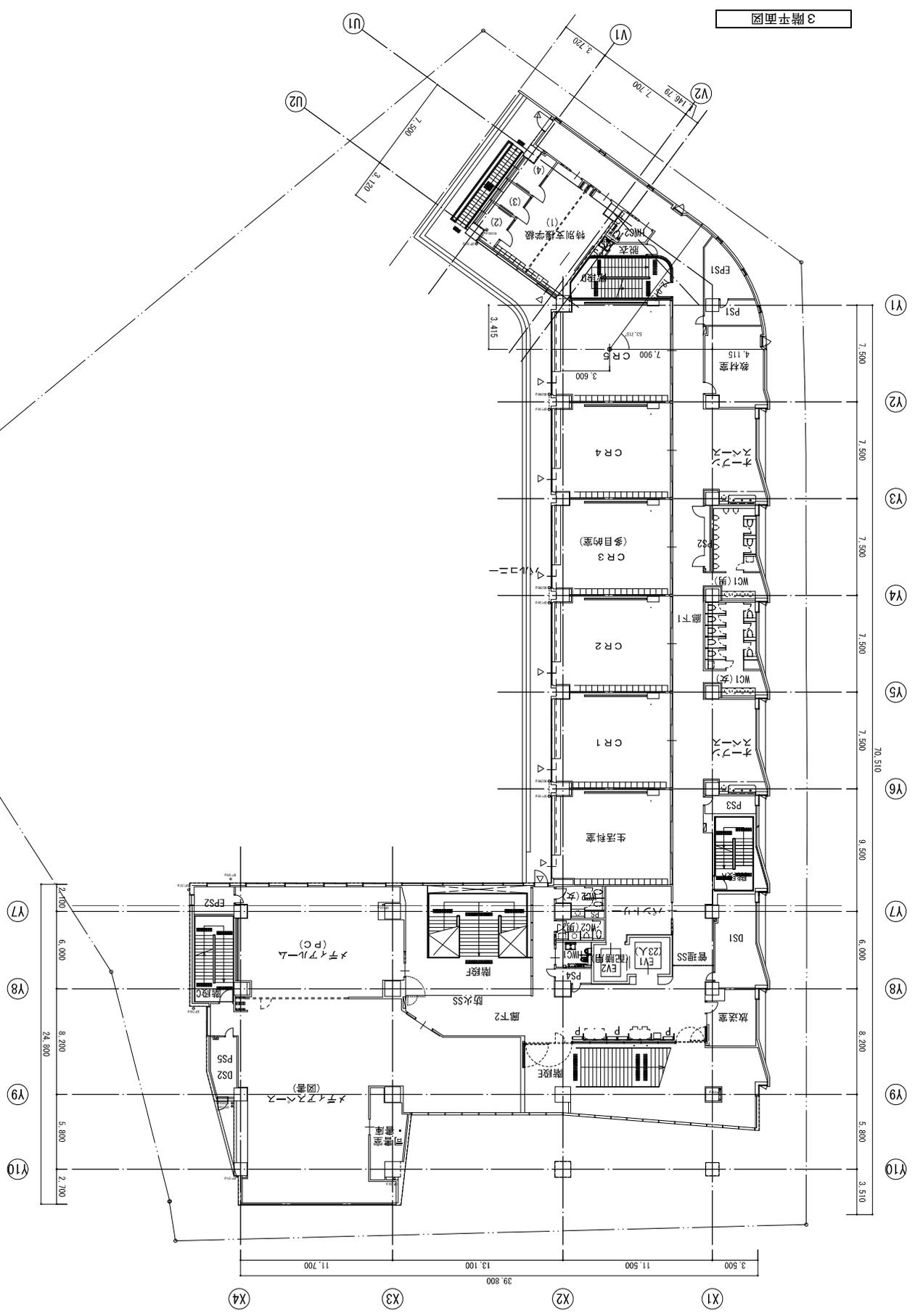
□敷地概要

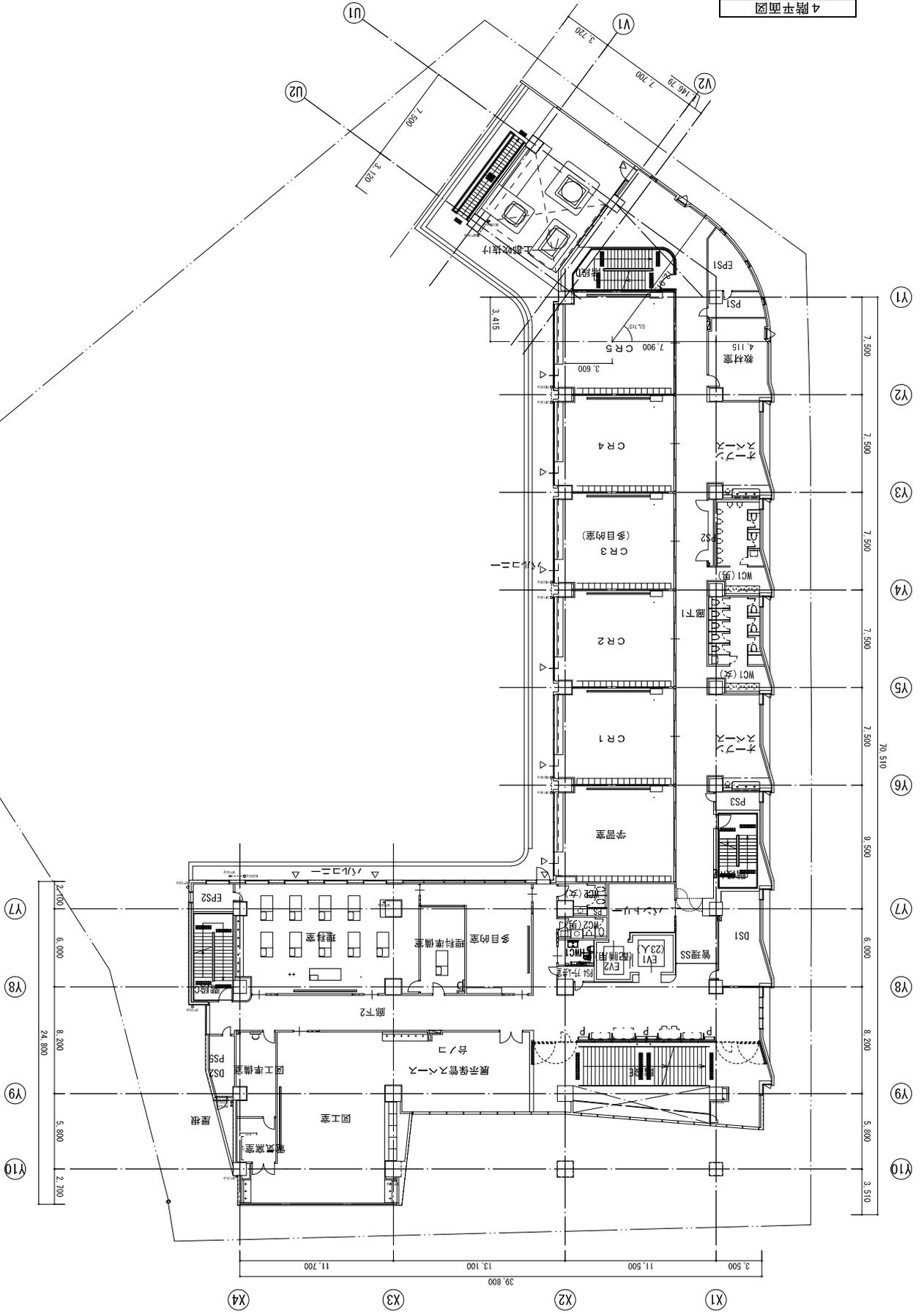
住所表示 : 千代田区神田猿樂町一丁目1番1号
 地名地番 : 千代田区神田猿樂町一丁目2番1号
 敷地面積 : 4.864.41㎡
 用途地域 : 商業地域
 地域地区 : 第一種、第二種文教地区
 第四種中高階階住居専用地区
 法定建蔽率 : 80%
 法定容積率 : 500-600%

□建築概要

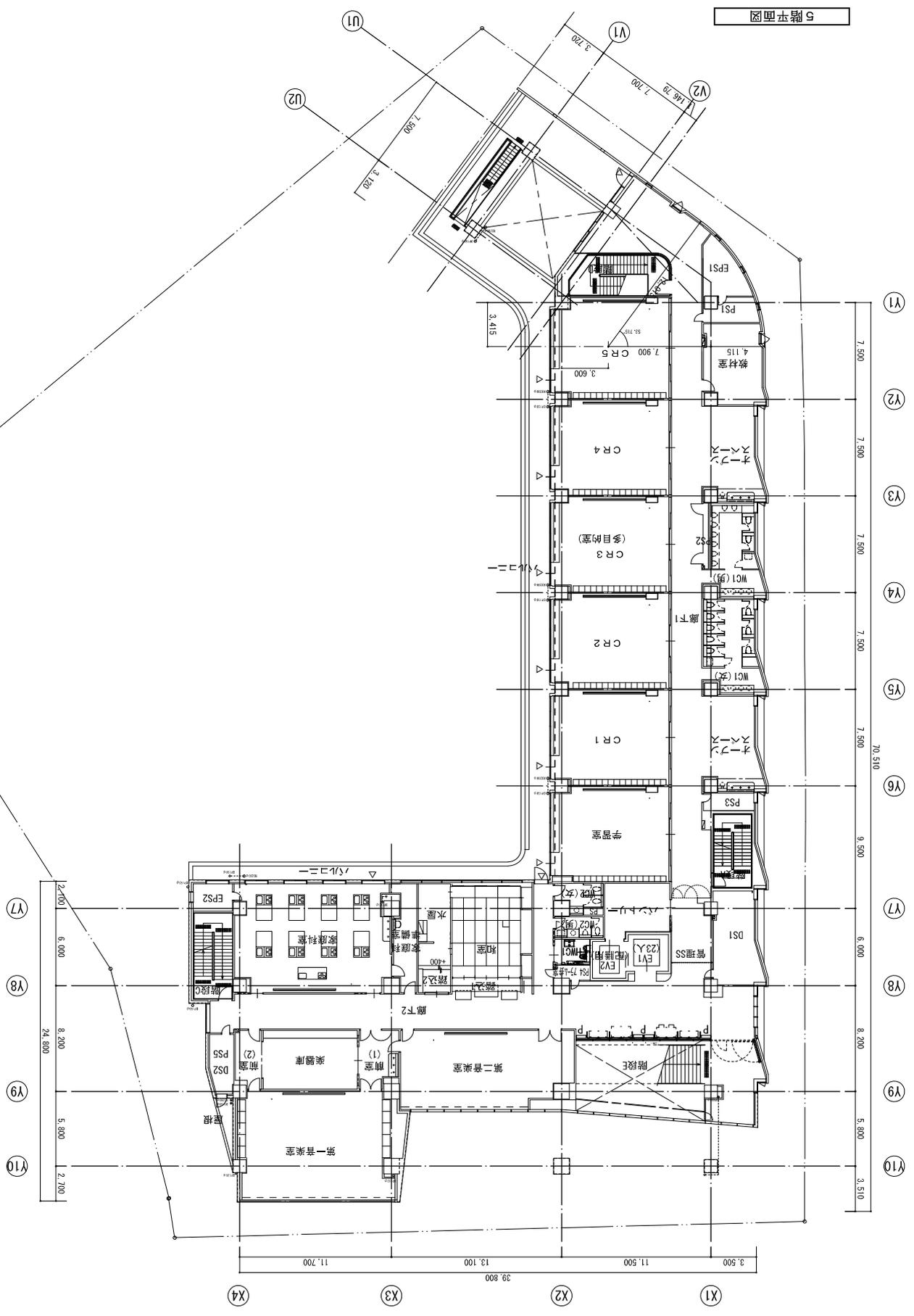
建物名称 : お茶の水小学校・幼稚園
 主要用途 : 学校(小学校・幼稚園)・学童
 工事種別 : 新築
 建築面積 : 2,100.89㎡
 延床面積 : 13,818.04㎡
 建蔽率 : 43.18 %
 容積率 : 284.06 %
 構造種別 : 鉄筋コンクリート造
 構造形式 : 免震構造(中間層免震)
 階数 : 地上6階、地下2階
 最高高さ : 34.08m
 駐車台数 : 2台(雨除き)
 解体工事予定 : 令和元年10月





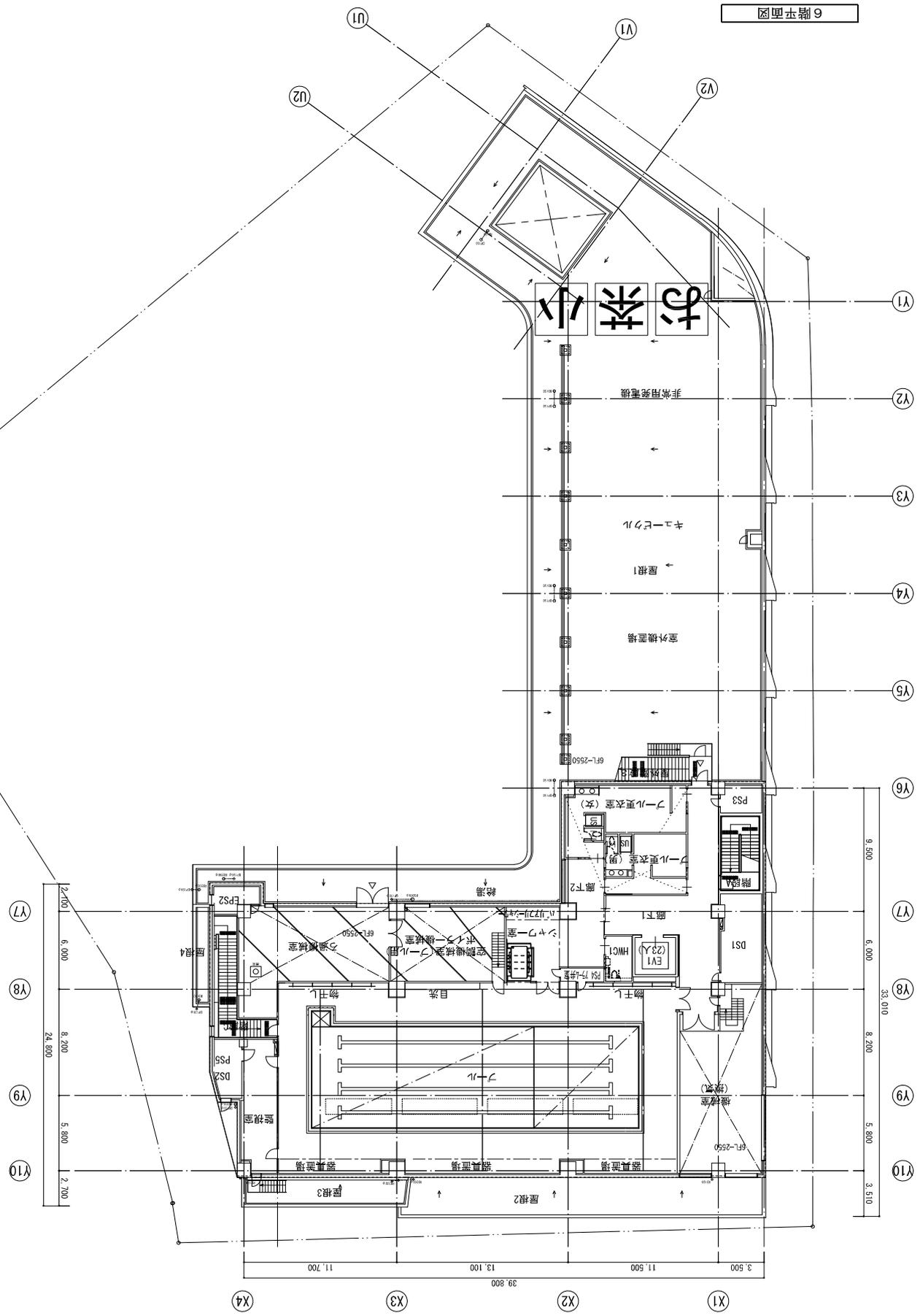


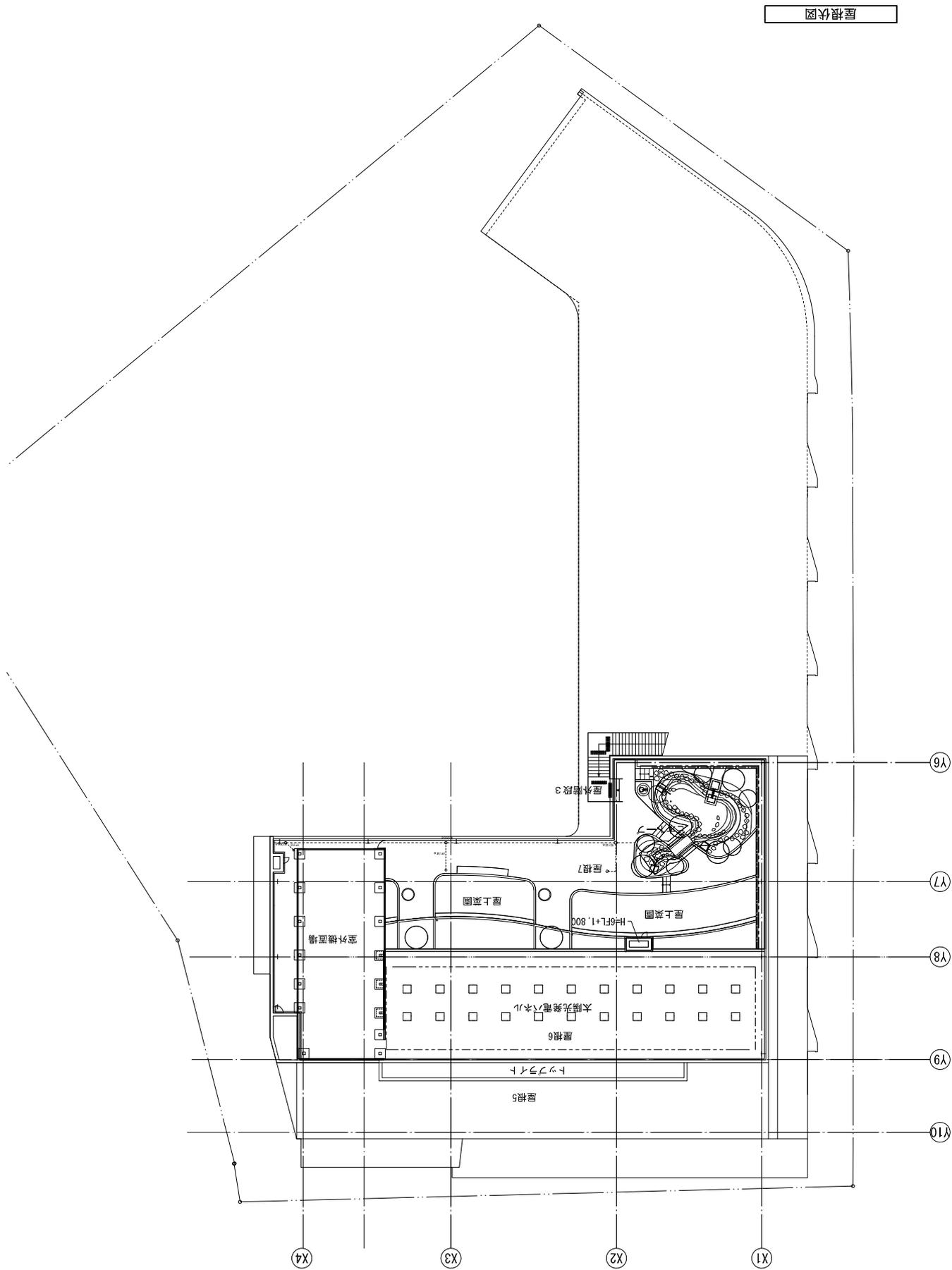
4階平面図

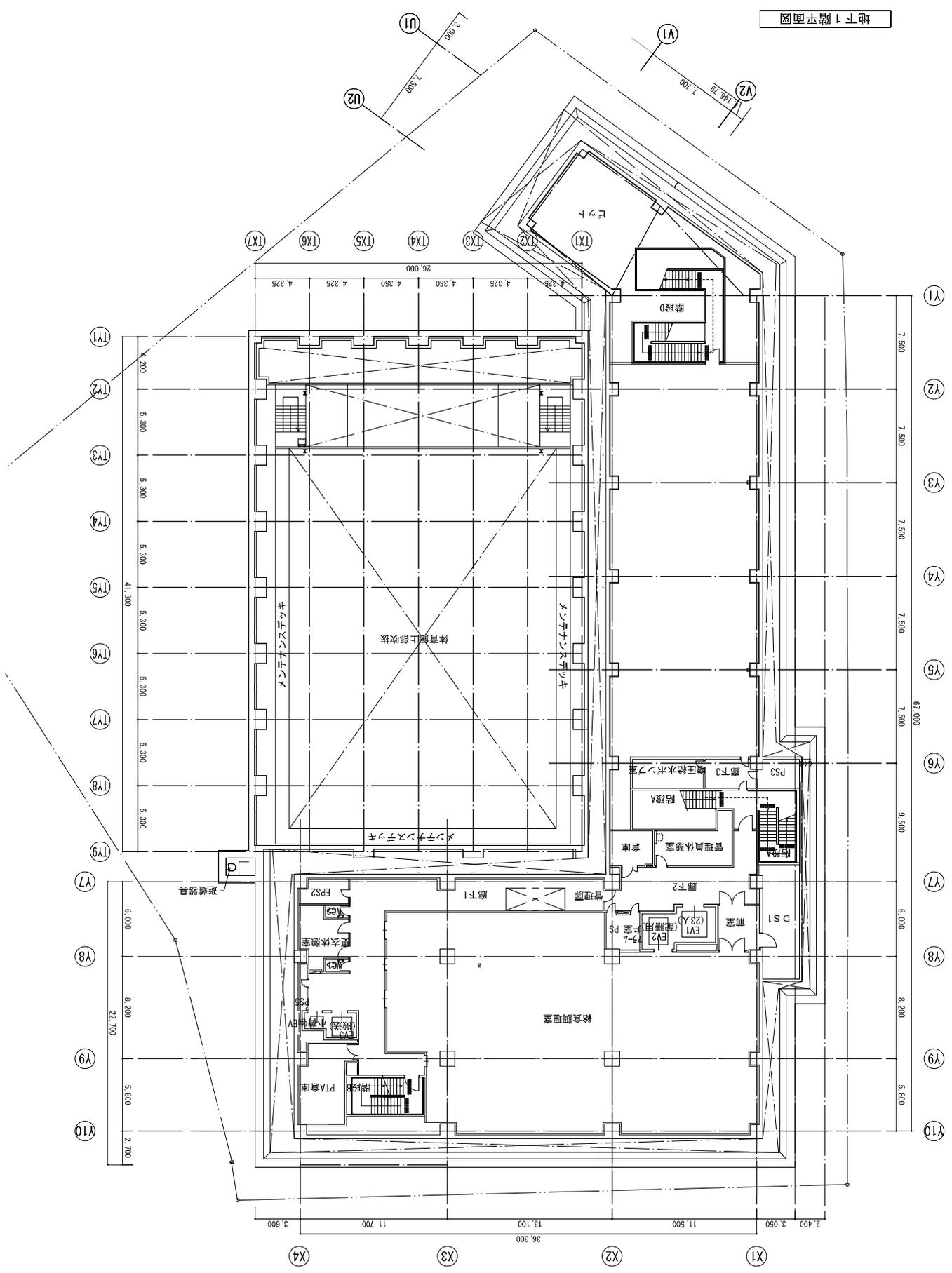




図面士階 9

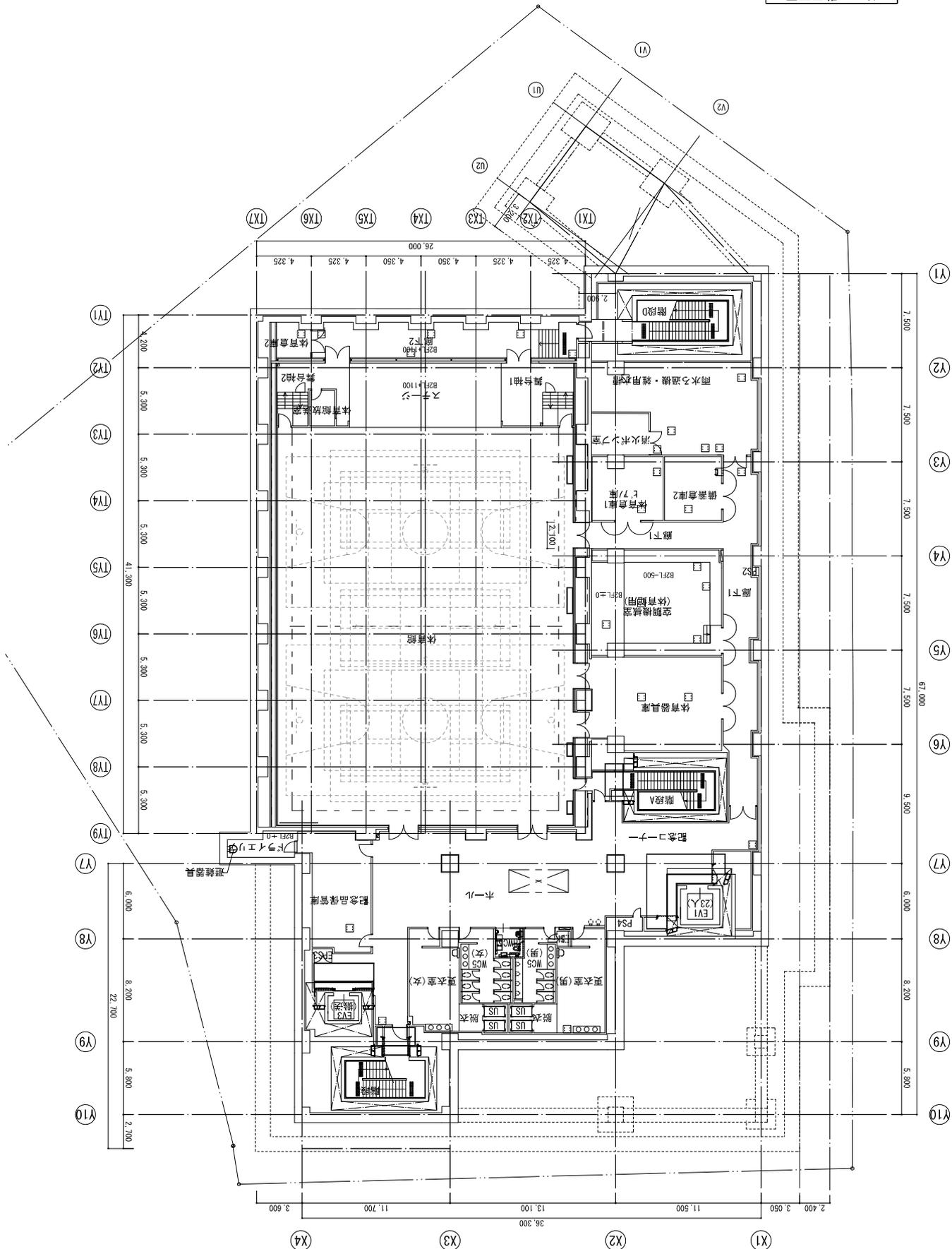


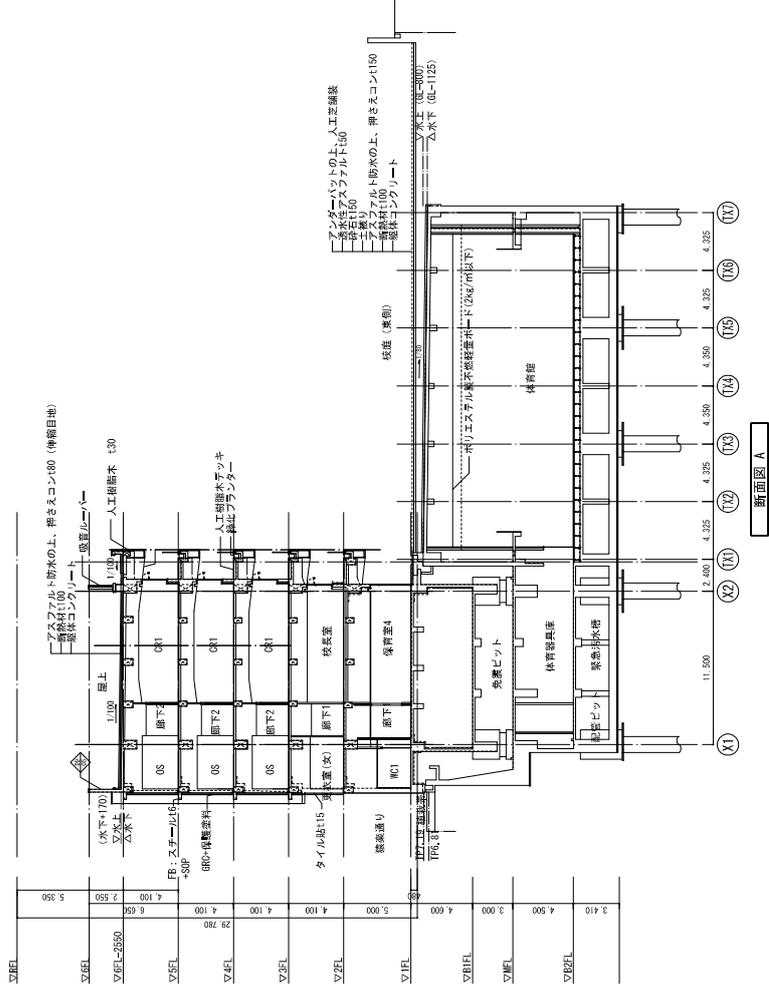
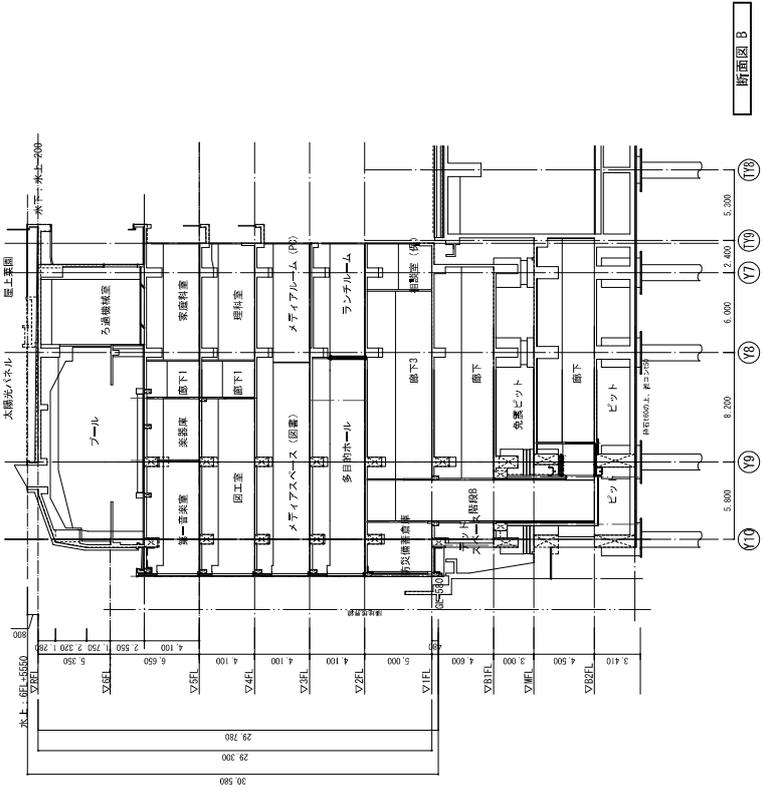
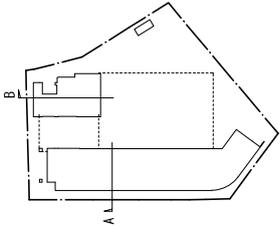


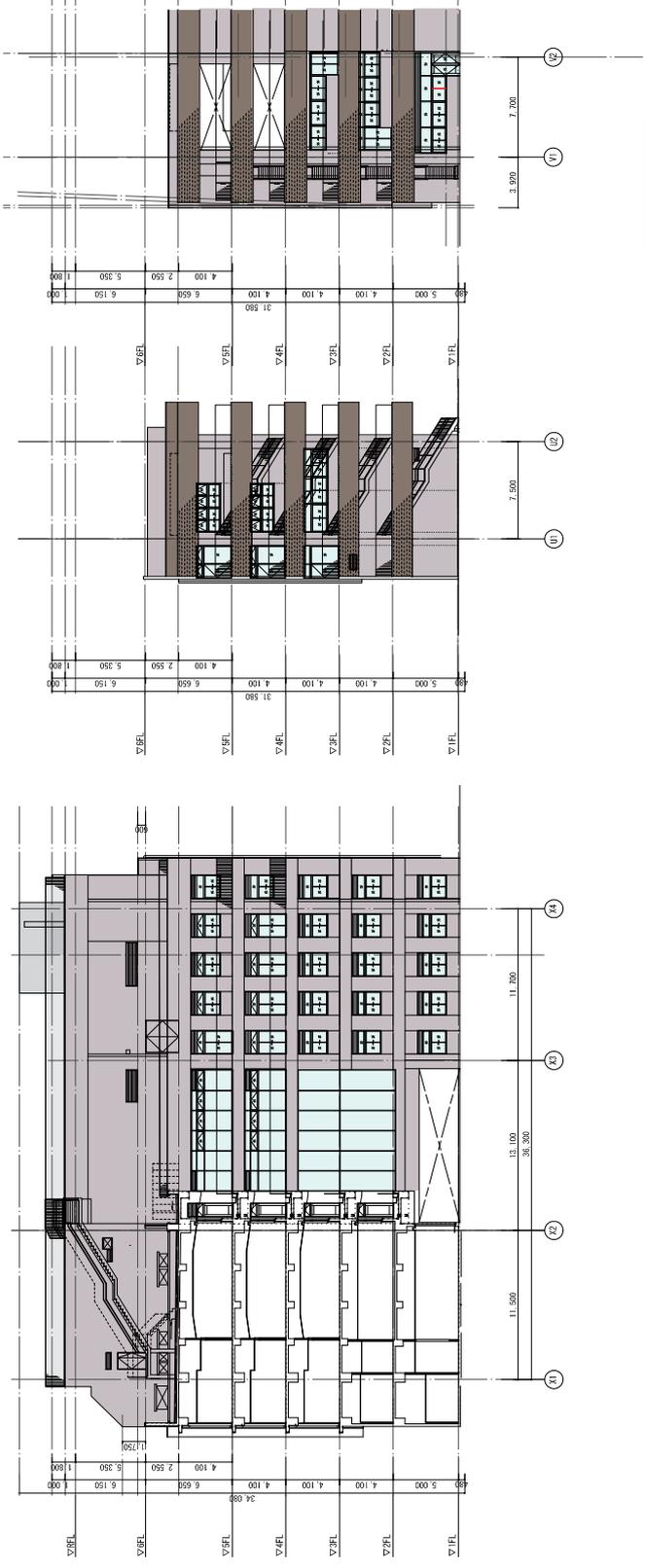


地下1階平面図

地下2階平面図

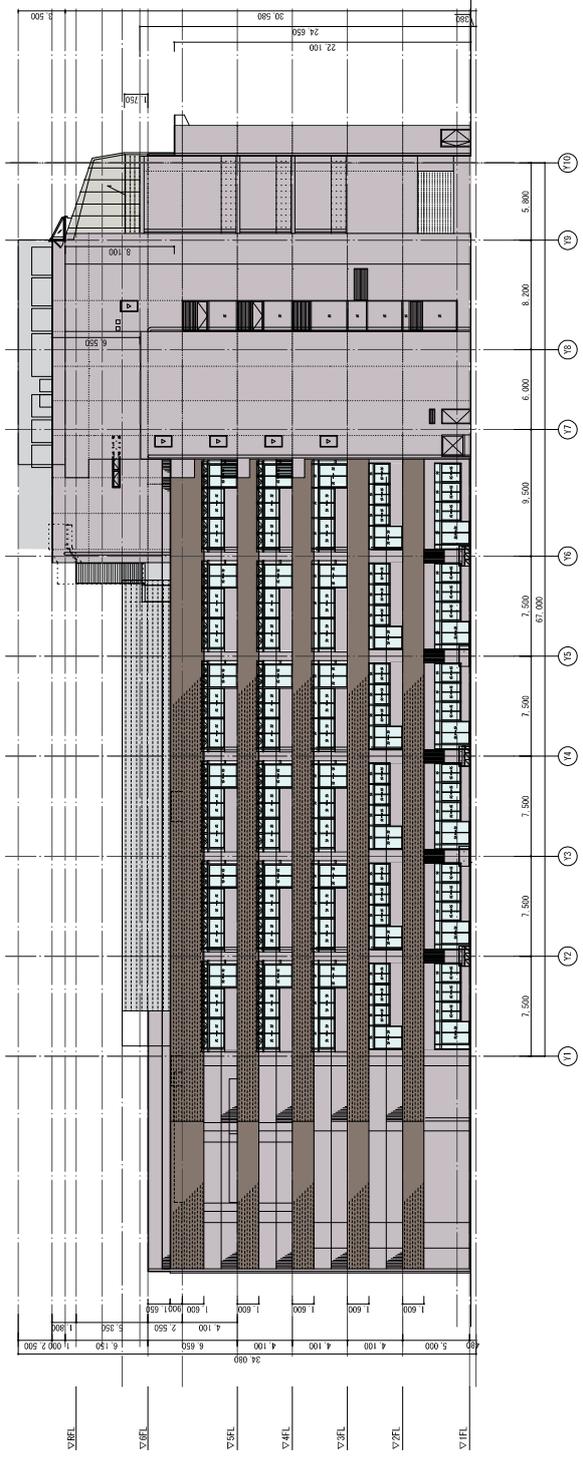






南立面图

東立面图



学校給食費の値上げと給食費補助金の改定について

小学校・中学校・中等教育学校の学校給食費については、平成20年度に改訂後、据え置きとなっているが、この間、学校給食食事摂取基準の改定や食育基本法の改定などがあり、現行の金額での実施が厳しい状況が続いている。

給食の提供にあたっては、多彩な食品の組み合わせや安全な食品の活用などを進め、献立や食材料の工夫で対応してきたが、食品の値上げの進行や、できる限り国産の食材使用による安全面の確保から現行の給食費での実施が困難となっている。今後も、安全・衛生に十分配慮し、栄養豊かで美味しい給食を継続していくため、下記のとおり給食費を改定する。

また、給食費補助金については、保護者の経済的負担を軽減するために、他区の給食費平均額と比較し、その差額の一部を補助している。令和2年度からの給食費の改定に伴い、小学校については他区の平均給食費との乖離が進むため、小学校では補助金を、1食当たり10円から15円に改訂する。なお、中学校・中等教育学校については乖離が少額であったため、引き続き1食当たり、15円の補助を行なう。

記

1 改定の時期 令和2年4月分から

2 給食費・補助金改定

区分	現行（円）			令和2年度（円）		
	給食費	補助金	保護者負担額	給食費	補助金	保護者負担額
小学校 低学年(1年生・2年生)	253	10	243	265	15	250
小学校 中学年(3年生・4年生)	271	10	261	290	15	275
小学校 高学年(5年生・6年生)	294	10	284	315	15	300
中学校 (1年生・2年生・3年生)	347	15	332	360	15	345

いじめ、不登校、適応指導教室の状況(令和元年12月末の報告)

教育委員会資料
令和2年1月28日
指 導 課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数			適応指導教室利用者数	
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度学校復帰(転出含)	今年度累計	今月利用数	前月利用数
小学校	1年		1	1	2		2		
	2年		1	1	4 (+1)		4 (+1)		
	3年	1		1	3		3		
	4年	5	1	6	5 (+2)		5 (+2)	1	1
	5年	6	3	9	17 (+2)		17 (+2)	2 (-1)	3
	6年	6	4	10	7 (+3)		7 (+3)	0 (-1)	1
中・中等(前期)	1年	1		1	10 (+1)		10 (+1)	2	2
	2年	1		1	15 (+2)		15 (+2)	1	1
	3年		1	1	13		13		
中等(後期)	4年				2 (-1)	1 (+1)	3	/	/
	5年								
	6年				3		3		
計	合計	20	11	31	81 (+10)	1 (+1)	82 (+11)	6 (-2)	8

令和2年度 千代田区立九段中等教育学校 適性検査応募状況

募集区分	年度	募集人員(a)			応募人員(b)			応募倍率(b/a)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
A	R2				97	95	192	2.43	2.38	2.40
	H31	40	40	80	96	87	183	2.40	2.18	2.29
	H30				65	86	151	1.63	2.15	1.89
B	R2				232	309	541	5.80	7.73	6.76
	H31	40	40	80	227	328	555	5.68	8.20	6.94
	H30				299	390	689	7.48	9.75	8.61
合計	R2				329	404	733			
	H31	80	80	160	323	415	738			
	H30				364	476	840			

出願 令和2年1月15日(水)・16日(木) 午前9時～午後3時(九段校舎)

応募状況発表 令和2年1月21日(火) 午前11時(九段中等教育学校ホームページ掲載・九段校舎掲示)

適性検査 令和2年2月3日(月) 午前8時30分集合 午前9時～午後0時15分(九段校舎・富士見校舎)

合格発表 令和2年2月9日(日) 午前8時(九段中等教育学校ホームページ掲載)
午前9時(九段校舎掲示)

入学手続 令和2年2月9日(日) 午前9時～午後3時(九段校舎)
令和2年2月10日(月) 午前9時～正午(九段校舎)

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和2年1月28日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
1	28	火	10:00~ 11:00~ 15:00~	親と子の絆プログラム「ベビママの会」③-2 なかよしタイム(親子リズム講座) 教育委員会定例会 ◎	四番町児童館 一番町児童館 教育委員会室	教育委員出席
1	29	水	10:45~ 10:45~ 14:00~	よちよちタイム(ベビーマッサージ) よちよちタイム(保健士さんによる健康相談) おやこdeえいご	四番町児童館 神田児童館 あい・ぽーと麴町	
1	30	木	10:00~ 10:15~ 10:30~	ふれあい体操 1・2歳児親子体操クラブ第2期③ リトミッククラブ	あい・ぽーと麴町 神田児童館 西神田児童センター	
1	31	金	9:30~ 10:00~ 10:45~ 11:00~ 13:30~	区連合作品展(～4日15:00) 親子ヨガ なかよしタイム(言語聴覚士・理学療法士訪問) なかよしタイム(節分制作) 研究発表会	区民ホール あい・ぽーと麴町 神田児童館 一番町児童館 九段小学校	教育長・教育委員
2	1	土	14:00~ 15:00~	つなげよう!異世代の輪・地域の輪! 小さなお茶会	一番町児童館 西神田児童センター	
2	2	日	7:30~ 10:00~	ひがた探検隊第4回 中学校「東京駅伝大会」	木更津沖金田見立海岸潮干狩場 味の素スタジアム周辺	
2	3	月	8:30~ 10:00~ 10:30~	適性検査 リトミック(2クラス) リラクソヨガ 2期6回③	九段中等教育学校 あい・ぽーと麴町 神田児童館	
2	4	火	13:00~	パン教室	あい・ぽーと麴町	
2	5	水	10:00~ 10:45~ 14:00~ 14:30~ 15:00~	ノーバディーズ・パーフェクト(6回連続講座) よちよちタイム(初めての読み聞かせ②) おやこdeえいご 日舞ストレッチ ベスタロッヂ祭	一番町児童館 四番町児童館 あい・ぽーと麴町 あい・ぽーと麴町 大妻女子大学A棟150講義室	教育長・教育委員
2	6	木	10:30~ 10:45~ 11:00~ 11:30~	リトミッククラブ 親子でリズム1・2・3 2期4回① よちよちタイム(ふれあいうたあそび) ひきがたりよみきかせ	西神田児童センター 神田児童館 一番町児童館 あい・ぽーと麴町	
2	7	金	9:45~ 10:00~ 12:30~	骨盤調整とコアエクササイズ 親子ヨガ ママ&キッズヨガ	西神田児童センター あい・ぽーと麴町 一番町児童館	
2	8	土	9:00~	親子バスハイクいちご狩り	神田児童館	
2	9	日	8:00~ 9:00~ 9:00~ 9:00~	適性検査合格発表(HP) 適性検査合格発表(掲示) 入学手続き(～15:00) 日曜開放	九段中等教育学校 九段中等教育学校 九段中等教育学校 一番町児童館	
2	10	月	9:00~ 10:30~ 10:45~	入学手続き(～12:00) リラクソヨガ 2期6回④ なかよしタイム(すくすく育児相談)	九段中等教育学校 神田児童館 四番町児童館	

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
2	11	火				
2	12	水	10:00～ 11:00～ 14:00～ 15:00～ 10:45～	ノーバディーズ・パーフェクト よみきかせ 親子&キッズバレエ(3クラス) 教育委員会定例会 ◎ よちよちタイム(親子ヨガ)	一番町児童館 あい・ぽーと麹町 あい・ぽーと麹町 教育委員会室 四番町児童館	教育委員出席
2	13	木	10:00～ 10:30～ 10:45～ 10:45～ 14:00～	神田一橋中学校2年生スキー教室(～15日) ふれあい体操 リトミッククラブ なかよしタイム(観劇会) 親子でリズム1・2・3 2期4回② 工作クラス	群馬県嬭恋村 あい・ぽーと麹町 西神田児童センター 四番町児童館 神田児童館 あい・ぽーと麹町	
2	14	金	9:45～ 10:30～ 13:30～ 15:30～	クロスカントリーレース 子育てサポート利用会員登録説明会 研究発表会 ちよだ絵本の会	皇居外周 あい・ぽーと麹町 いずみこども園 西神田児童センター	教育長・教育委員
2	15	土	10:00～ 17:30～	おもちゃの病院 天体観望会⑨	あい・ぽーと麹町 九段中等教育学校	
2	16	日	9:00～	日曜開放	神田児童館	
2	17	月	10:00～ 10:30～ 10:30～	リトミック(2クラス) 青少年問題協議会〇 リラックスヨガ 2期6回⑤	あい・ぽーと麹町 401・402会議室 神田児童館	
2	18	火	13:00～ 18:30～	パン教室 青少年委員会第10回定例会	あい・ぽーと麹町 401会議室	
2	19	水	10:00～ 10:00～ 10:00～ 10:45～ 10:45～ 14:00～ 14:30～	ノーバディーズ・パーフェクト 保護者向けアロマ講座 親と子の絆プログラム「ベビママの会」① よちよちタイム(ベビーマッサージ) よちよちタイム(ふれあい体操) おやこdeえいご 観劇会	一番町児童館 西神田児童センター いずみこどもプラザ 神田児童館 四番町児童館 あい・ぽーと麹町 一番町児童館	
2	20	木	9:15～ 10:30～ 10:45～ 11:30～	なかよしタイム親子バス遠足 リトミッククラブ 親子でリズム1・2・3 2期4回③ ひきがたりよみきかせ	四番町児童館 西神田児童センター 神田児童館 あい・ぽーと麹町	
2	21	金	10:00～ 13:00～	親子ヨガ 保護者向け陶芸講習会	あい・ぽーと麹町 西神田児童センター	
2	22	土	8:30～ 9:00～ 13:00～ 13:30～	親子バスハイク 親子バスハイクいちご狩り アートフェスティバル かえっこバザール～いずみかえっこフェスタ!～	西神田児童センター 神田児童館 富士見わんぱくひろば いずみこどもプラザ	
2	23	日	9:00～	日曜開放	西神田児童センター	

「広報千代田」
2月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習スポーツ課）20件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	子育て推進課	子ども・子育て会議委員を募集	子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て委員を募集する	期限＝2月21日（金）		
2	児童・家庭支援センター	なかよしタイム観劇会	劇団員の火による人形劇「おはなしたまてばこ『ひよこのさんぽ』」と手遊び	2月13日（木）10時45分～11時45分		
3	児童・家庭支援センター	観劇会	人形劇団プークによる人形劇。「ねずみくんのチョッキ」「スカーフのファンタジー」	2月19日（水）14時30分開演（開場14時20分）		
4	児童・家庭支援センター	かえっこバザール いずみかえっこフェスタ	使わなくなったおもちゃを「カエルポイント」に換え、別のおもちゃとかえっこする遊びを行う	2月22日（土）13時30分～16時	神田和泉町1ちよだパークサイドプラザ6階	いずみこどもプラザ
5	文化振興課	能フェス2 体験型ワークショップ 江戸町衆が楽しんだ能楽	能楽師による仕舞実演、能の楽器演奏、体験など	2月29日（土）11時～15時30分	神田明神文化交流館（外神田2-16-2）	神田明神薪能実行委員会
6	文化振興課	かえっこバザールin千代田	遊ばなくなったおもちゃを持ち寄り、別のおもちゃと交換する交換会	①2月22日（土）13時30分～16時 ②3月11日（水）14時～16時30分 ③3月14日（土）15時～18時	①いずみこどもプラザ②神田児童館 ③アーツ千代田3331	
7	文化振興課	ボローニャ歌劇場フィルの首席奏者たちによる超贅沢な弦楽アンサンブル	イタリアトップクラスの実力を誇るボローニャフィルハーモニーの管弦楽団の弦楽首席奏者のアンサンブル公演	3月20日（金・祝） 14時～16時	イタリア文化会館（九段南2-1-30）	（公財）さわかみオペラ芸術振興財団

「広報千代田」 2月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習スポーツ課）20件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
8	文化振興課	特別研究室 企画展示 「蔵書と模型で見る日本統治期台湾の建築」	日本統治期台湾の建築物の資料と模型を展示	1月21日(火)～ 3月29日(日)	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
9	文化振興課	広報誌「ポモーヌ」100号記念展示	広報誌100号を記念した展示の紹介	1月25日(土)～ 2月29日(土)	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
10	文化振興課	千代田図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会(四番町図書館は休館中のため開催なし)	2月13日(木)11時～	子ども室(区役所10階)	千代田図書館
11	文化振興課	千代田図書館 Web図書館講習会	区内在住・在学・在勤者を対象に千代田Web図書館の様々な絵本コンテンツを紹介する講習会	3月7日(土)①11時～11時45分②14時～14時45分	研修室(区役所9階)	千代田図書館
12	文化振興課	千代田図書館 神保町ツアー中高生版	区内在住・在学の中学生・高校生を対象とした神保町古書店街の街歩きツアー	3月〇日(〇) ※調整中	集合＝千代田図書館	千代田図書館
13	文化振興課	ポコラート全国公募vol.9受賞者展	障害者アート支援事業「ポコラート全国公募vol.9受賞者展」をアーツ千代田3331で開催	2月29日(土)～3月14日(土)	アーツ千代田3331	
14	文化振興課	内幸町ホール主催事業オペレッタ 「パリの生活」区民招待	オフエンバック作曲のオペレッタ。パリ万博に浮かれるパリの人々を描写したコメディを日本語版でお楽しみいただく	2月27日(木)19時、28日(金)13時、29日(土)13時、3月1日(日)14時	内幸町ホール	内幸町ホール
15	生涯学習・スポーツ課	すぼすたちよだクラブ スタディ (文化学習)プログラム	すぼすた会員でない方も参加できる講座を開催する①季節の彩りワンプレートごはん②モテレシピ③ハッピーハンドメイド「お花のレジアクセサリー」	①3月2日(月)19時～20時50分②3月26日(木)19時～20時30分③3月6日(金)19時～20時30分	①②スポーツセンター③九段生涯学習館	九段生涯学習館

「広報千代田」
2月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習スポーツ課）20件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
16	生涯学習・スポーツ課 令和2年度参加者募集 千代田区ジュニアテニスクラブ	区内在住・在学の小学4～6年生を対象にテニスクラブの参加者募集を行う	毎月第1・第3土曜10時～11時30分(冬期は10時30分～)	外濠公園総合グラウンド	千代田区体育協会
17	生涯学習・スポーツ課 千代田区軟式野球連盟 審判技術講習会	区内在住・在勤で野球に興味のある方を対象に審判技術講習会を行う	2月24日(月・休) 9時～16時	花小金井運動施設	千代田区体育協会
18	生涯学習・スポーツ課 東京マラソン2020交通規制のお知らせ	東京マラソン2020の開催に伴う交通規制の周知を行う	3月1日(日)	東京都内	(一財)東京マラソン財団
19	生涯学習・スポーツ課 短期小学生水泳教室	小学生を対象に、水泳教室を行う①1・2年生クラス②3～6年生クラス	3月7日～21日(毎週土曜・全3回)①10時～10時50分②11時～11時50分	スポーツセンター	スポーツセンター
20	生涯学習・スポーツ課 聖火リレー特集	聖火リレーのコースを通してまちの変遷と区民を紹介			